

南知多町障がい者計画・第4期障がい福祉計画 (案)

平成27年3月

南知多町

【「害」の字をひらがな表記することについて】

「害」の字には、「わるくすること」や、「わざわざ」などの意味もあるため、違和感や不快感を抱く方もいます。「障がい」の表記を目にすることで、障がい福祉に関心を持つきっかけや、ノーマライゼーション※社会の実現に向けた意識醸成になることも期待されます。このため、本計画書では、法令で定められた用語や団体名などの固有名称を除き、ひらがなで表記しています。

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1-1	計画策定の背景と趣旨	1
1-2	計画の位置づけ	3
1-3	計画の期間	4
第2章	計画の基本的な考え方	5
2-1	計画の基本理念	5
2-2	計画の基本目標と体系	6
2-2-1	計画の基本目標	6
2-2-2	計画の体系	7
第3章	障がい者（児）をとりまく現状	9
3-1	総人口の状況	9
3-1-1	南知多町の総人口及び高齢化率の状況	9
3-2	障がい者（児）の状況	10
3-2-1	障がい者（児）の状況	10
3-2-2	身体障がい者（児）の状況	11
3-2-3	知的障がい者（児）の状況	13
3-2-4	精神障がい者（児）の状況	14
3-2-5	難患者の状況	15
3-3	公的サービスの提供状況	16
3-3-1	障害福祉サービス等の実績	16
3-3-2	地域生活支援事業の実績	16
3-3-3	保健・医療等の状況	16
3-3-4	各種相談事業等の状況	17
3-4	障がい者の雇用・就業の状況	18
3-4-1	雇用状況	18
3-4-2	職業紹介の状況	18
3-5	障がい児の就学等の状況	19
3-5-1	保育所の状況	19
3-5-2	小・中学校の特別支援学級の状況	19
3-5-3	養護・盲・ろう学校の状況	20
3-6	人的資源等の状況	21
3-6-1	生活環境等について各種相談事業の状況	21
3-6-2	ボランティア団体等の状況	21

第4章	施策の方向	23
4-1	障がいを理解し、ともに生きる地域社会づくり	23
4-1-1	啓発・広報活動の推進	23
4-1-2	ボランティア活動の促進	25
4-1-3	福祉教育の推進	26
4-2	自立を支援し、いきいきと暮らせる環境づくり	29
4-2-1	相談支援・情報提供の充実	29
4-2-2	障害福祉サービス等の充実	31
4-2-3	居住の場の確保	31
4-2-4	保健・医療サービスの充実	33
4-2-5	生活安定のための施策の充実	35
4-3	障がい者の可能性を拓け、社会参加できる環境づくり	36
4-3-1	療育・教育の充実	36
4-3-2	障がい者の就労への支援	39
4-3-3	スポーツや生涯学習活動等への参加促進	41
4-4	安心して暮らせる環境づくり	42
4-4-1	総合的な福祉のまちづくり	42
4-4-2	移動・交通手段の確保	44
4-4-3	防犯・防災対策の推進	45
第5章	障害福祉サービス等の実施目標	47
5-1	地域生活や一般就労への移行等の数値目標	47
5-2	障害福祉サービスの必要な見込量及び確保の方針	52
5-3	地域生活支援事業の必要な見込量及び確保の方針	63
5-4	その他の地域生活を支えるサービスの充実	71
第6章	計画推進に向けて	73
6-1	計画や制度の周知と地域住民の理解促進	73
6-2	計画の推進体制の充実	73
参考資料（未）		75

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景と趣旨

本町では、「障害者基本法」に基づき、「リハビリテーション※」と「ノーマライゼーション※」を理念に掲げた「南知多町障害者計画」を平成12年3月に策定し、この計画に基づいて、障がい者に関する諸施策の展開に努めてきました。

この間、わが国の社会保障制度がめまぐるしい変革時代を迎えつつある中、平成15年4月には、これまでの「措置制度」から、「支援費制度」へ移行しました。しかしながら、制度がスタートして間もなく、サービス利用の地域間格差の拡大や支援費の増大にともなう財政の圧迫などの問題点が明らかになりました。

そこで、国では、こうした制度上の諸課題の解決と障がいのある人々が利用できるサービスの充実を図ることなどを目指して、平成18年4月に「障害者自立支援法」を施行しました。また、これによって、国と地方自治体が責任を持って費用負担を行いながら財源を確保し、必要な障害福祉サービスを計画的に充実していくため、市町村において障がい福祉計画の策定が義務づけられました。

このような動向を踏まえ、本町では、「南知多町障がい福祉計画」を平成19年3月に策定しました。また、それに合わせて、平成12年3月に策定した「南知多町障害者計画」を見直し、「南知多町障がい者計画・第1期南知多町障がい福祉計画」として、計画の一本化を図りました。

そして、平成21年3月には、障がい福祉計画を更新し、「南知多町障がい者計画・第2期南知多町障がい福祉計画」を策定しましたが、平成23年度をもって「第2期南知多町障がい福祉計画」の計画期間が終了を迎えたことから、障がい福祉計画はもとより、障がい者計画部分も含めた計画全般を見直し、「南知多町障がい者計画・第3期南知多町障がい福祉計画」を平成24年3月に策定しました。

第3期計画を策定して間もなく平成24年6月には、障がい福祉計画の法的根拠となっていた「障害者自立支援法」に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」が成立し、平成25年4月に施行されました。この法律では、障害者基本法の理念を土台とし、これまで制度の谷間となっていた難病患者への支援提供や、知的障がい及び精神障がいにおける障がい区分の適切な配慮などの改正が行われました。

こうした法制度の改正が進む中、「第3期南知多町障がい福祉計画」の計画期間の終了時期にあたる平成26年度を迎えたことから、この度、「第3期南知多町障がい福祉計画」を改定し、平成27年度から平成29年度を計画期間とした「第4期障がい福祉計画」を策定するものとなりました。

なお、「南知多町障がい者計画・第3期南知多町障がい福祉計画」のうち、「南知多町障がい者計画（障害者基本計画）」の部分の計画期間は、平成24年度から平成33年度であり、まだ計画の改定時期を迎えていません。しかしながら、「第4期障がい福祉計画」の策定作業に合わせて、「南知多町障がい者計画（障害者基本計画）」の部分についてもこれまでの進捗状況を評価し、計画内容の一部を改訂しました。

障害者総合支援法のポイント

①目的の改正

- 目的規程の文中において、「自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう」という表現に代わり、「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」と明記された。
- 目的の実現のため、障がい福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業及びその他の必要な支援を総合的に行うことが位置づけられた。

②障がい者の範囲の見直し

- 「制度の谷間」を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等が加えられた。

③障がい支援区分への名称・定義の改正

- 「障がい程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障がい支援区分」に改められた。

④障がい者に対する支援の見直し

- 「共同生活介護（ケアホーム）」の「共同生活援助（グループホーム）」への一元化
- 「重度訪問介護」及び「地域移行支援」の利用対象拡大
 - ※重度訪問介護：重度肢体不自由者を対象とするものから重度の知的障がい者及び精神障がい者も対象者とする。
 - ※地域移行支援：「施設に入所している障がい者及び精神科病院に入院している精神障がい者」から「地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者」に変更。

⑤地域生活支援事業の見直し

- 法律の目的に、地域生活支援事業による支援を行うことが明記されたことを受け、市区町村及び都道府県が行う地域生活支援事業の必須事業を見直した。
 - ※地域生活支援事業に、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う人を養成する事業等を追加。

⑥サービス基盤の計画的整備

- PDCAサイクルを活用した障がい福祉計画の見直し
- 自立支援協議会の地域の実情に応じた名称の変更、当事者や家族の参画

1-2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」の第4期計画として、障害者基本法第11条第3項目に基づく「市町村障害者基本計画」にあたる「南知多町障がい者計画」の一部改定を伴いながら一体的に策定したものです。

「南知多町障がい者計画」部分では、主に基本理念や基本目標と障がい者施策全般にわたって施策の基本的な方向を定めています。一方、「第4期障がい福祉計画」部分は、「南知多町障がい者計画」で位置づけている施策・事業のうち、障害福祉サービスと地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児の支援に関する事業について、それぞれのサービスごとに必要な見込量とその確保方策を定めた実施計画として位置づけられる計画であるといえます。

本計画は、国の「第3次障害者基本計画」及び県の「愛知県障害者計画（あいち健康福祉ビジョン）」を踏まえつつ、上位計画である「第6次南知多町総合計画」の基本構想に即し、南知多町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、南知多町子ども・子育て支援事業計画等の関連計画との整合を図りながら策定しました。

図表 1-2-1 障がい福祉計画と障がい者計画との関係

	南知多町障がい福祉計画	南知多町障がい者計画
根拠法令	障害者総合支援法第88条	障害者基本法第11条第3項
計画の性格	○障がい者計画のうち、障害福祉サービス等の量とその確保方策を定める計画（実施計画的な計画） ○障害者自立支援法に基づき、平成18年度から策定が義務化	○障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画（基本計画的な計画） ○平成16年6月の「障害者基本法」の改正により、平成19年4月より策定が義務化
計画期間	3年 第1期：平成18年度～20年度 第2期：平成21年度～23年度 第3期：平成24年度～26年度 第4期：平成27年度～29年度	10年 平成24年度～33年度

< 障害者総合支援法 >

第八十八条（市町村障害福祉計画）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

< 障害者基本法 >

第十一条（障害者基本計画等）

3 市町村は、障害基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

1-3 計画の期間

本計画のうち、障がい者計画は、平成24年度から平成33年度までの10か年計画です。障がい福祉計画は、国の基本指針で3年を1期とされており、第4期計画は、平成27年度から平成29年度までを計画期間としています。

図表 1-3-1 計画の期間

年度(平成)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30以降
計画名													
南知多町障がい者計画（障害者基本計画）	H12年2月に策定 (H19年2月に見直し)						計画期間：H24～33年度						
南知多町障がい福祉計画	第1期計画			第2期計画			第3期計画			第4期計画			

第2章 計画の基本的な考え方

2-1 計画の基本理念

本計画は、障がいのある人がライフステージ※の全ての段階において自立した生活ができ、地域社会活動等に参加できる環境づくりを目指すものです。また、「ノーマライゼーション※」「ソーシャル・インクルージョン※」の理念にたち、障がいのあるなしにかかわらず互いに助け合い、平等に生活し、活動できる社会の実現を目指します。

そのためには、障がいのある人が地域社会の一員として自立した生活を営み、自身の個性や能力を活かしながら社会に参加し、喜びを感じて生活できるように必要な支援策を講じていくことが重要です。また、建物、移動、情報、交流、理解など、ハード面とソフト面についてのバリアフリー※を進め、誰もが住みやすいまちづくりをすすめる必要があります。

そこで、本計画では、すべての町民が福祉の担い手であり受け手であるという認識のもと、助け合いながら生きる地域社会の実現を目指し、基本理念を以下のように定めます。

■基本理念

**地域の人々が、ともに手を取り合い、
助け合いながら生きるまちの実現**

※ 「ソーシャル・インクルージョン」とは

ノーマライゼーション※の理念の発展型と位置づけられる概念で、障がいのある人もそうでない人も、高齢者も子供もあらゆる人が必要な支援を受けながら地域社会に包み込まれて暮らすという考え方。

2-2 計画の基本目標と体系

2-2-1 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、基本的な目標を以下のように設定します。

基本目標1 障がいを理解し、ともに生きる地域社会づくり

障がいや障がい者に関する理解の促進や、ボランティア活動や福祉教育の充実などにより、障がいのある人もない人もだれもが、ともに生き、心かよいあう地域社会づくりを進めます。

基本目標2 自立を支援し、いきいきと暮らせる環境づくり

介護などの福祉サービスや保健・医療サービスの充実、生活安定のための施策の充実を図り、いきいきと暮らせる環境づくりを進めます。また、相談体制や情報収集・提供の充実を進めます。

基本目標3 障がい者の可能性を拓け、社会参加できる環境づくり

就労や学習への支援の充実、スポーツ・文化などについての施策を充実することにより、障がい者の自立や自己実現の可能性を拓け、社会参加できる環境づくりを進めます。

基本目標4 安心して暮らせる環境づくり

総合的な福祉のまちづくりや移動・交通手段の確保、防犯・防災対策の充実などにより、障がい者が地域の中で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

2-2-2 計画の体系

基本理念

“地域の人々が、ともに手を取り合い、
助け合いながら生きるまちの実現”

基本目標 1 障がいを理解し、ともに生きる地域社会づくり

- 施策体系
- 4-1-1 啓発・広報活動の推進
 - 4-1-2 ボランティア活動の促進
 - 4-1-3 福祉教育の推進

基本目標 2 自立を支援し、いきいきと暮らせる環境づくり

- 施策体系
- 4-2-1 相談支援・情報提供の充実
 - 4-2-2 障害福祉サービス等の充実
 - 4-2-3 居住の場の確保
 - 4-2-4 保健・医療サービスの充実
 - 4-2-5 生活安定のための施策の充実

基本目標 3 障がい者の可能性を拓け、社会参加できる環境づくり

- 施策体系
- 4-3-1 療育・教育の充実
 - 4-3-2 障がい者の就労への支援
 - 4-3-3 スポーツや生涯学習活動等への参加促進

基本目標 4 安心して暮らせる環境づくり

- 施策体系
- 4-4-1 総合的な福祉のまちづくり
 - 4-4-2 移動・交通手段の確保
 - 4-4-3 防犯・防災対策の推進

第3章 障がい者（児）をとりまく現状

3-1 総人口の状況

3-1-1 南知多町の総人口及び高齢化率の状況

本町の総人口は減少傾向にあり、平成22年10月1日現在20,549人です。

年齢3区分の割合は、平成2年から平成7年の間に年少人口と老年人口が逆転しています。平成22年10月1日現在では、年少人口が10.7%、老年人口が29.6%となっており、少子・高齢化が更に進展しています。また、これまで60%台を維持してきた生産年齢人口の割合が59.6%と6割を下回りました。

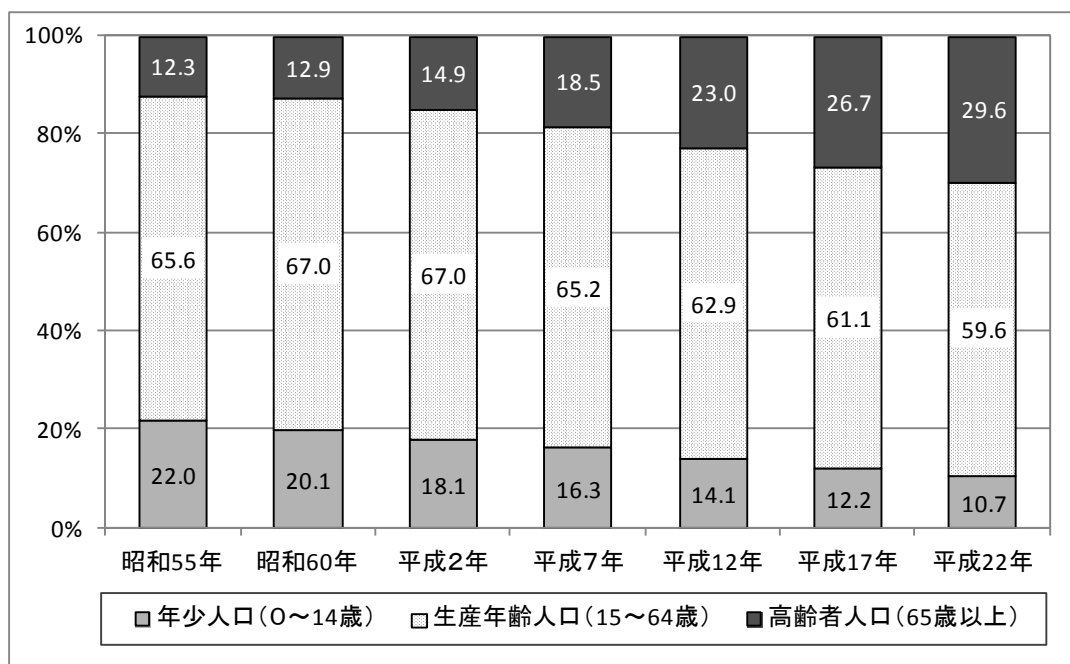
図表 3-1-1 年齢別人口の推移

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	27,017	26,809	25,954	24,846	23,250	21,909	20,549
年少人口 (0～14歳)	5,954	5,397	4,696	4,056	3,283	2,677	2,203
生産年齢人口 (15～64歳)	17,735	17,966	17,399	16,201	14,628	13,388	12,244
高齢者人口 (65歳以上)	3,328	3,446	3,859	4,589	5,339	5,844	6,081

資料：国勢調査（各年10月1日）

※年齢不詳があるため、各年齢層の人口の合計と総人口の人数は一致していません。

図表 3-1-1 年齢3区分の構成割合



資料：国勢調査（各年10月1日）

3-2 障がい者（児）の状況

3-2-1 障がい者（児）の状況

本町の総人口に占める障がい者の割合は、身体障がい者が4.8%、知的障がい者が0.6%、精神障がい者が0.9%となっています。

障がい者数の推移をみると、総人口は一貫して減少傾向にあるのに対して、障がい者数は微増微減を繰り返しながらも増加基調にあります。そのため、総人口に占める障がい者の割合も増加しています。

障がい種類別にみると、身体障がい者は平成19年以降減少傾向にありますが、知的障がい者は微増微減を繰り返しながらも増加基調にあります。精神障がい者は平成21年以降急激に増加しています。身体障害者手帳と療育手帳の重複所持者は14人です。

図表 3-2-1 年齢別身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

	総数	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
人口総数 (人)	19,410	2,538	3,973	6,656	6,243
身体障害者手帳数 (件)	930	9	22	179	720
療育手帳数 (件)	107	26	34	36	11
上記のうち、身体障害者手帳と療育手帳の両方の所持者数	14	1	6	3	4
精神障害者保健福祉手帳数 (件)	171	2	26	87	56

資料：福祉課（平成26年12月末現在）

図表 3-2-2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人口総数 (人)	21,729	21,373	21,112	20,789	20,392	20,032	19,960	19,601
身体障害者手帳数 (件)	957 4.4%	934 4.4%	926 4.4%	922 4.4%	905 4.4%	937 4.7%	933 4.7%	936 4.8%
療育手帳数 (件)	90 0.4%	84 0.4%	91 0.4%	98 0.5%	96 0.5%	98 0.5%	103 0.5%	104 0.5%
精神障害者保健福祉手帳数 (件)	110 0.5%	118 0.6%	109 0.5%	126 0.6%	145 0.7%	162 0.8%	165 0.8%	175 0.9%
手帳総数 (件)	1,157 5.3%	1,136 5.4%	1,126 5.3%	1,146 5.5%	1,146 5.6%	1,197 6.0%	1,201 6.0%	1,215 6.2%

資料：福祉課（各年3月末現在）

3-2-2 身体障がい者（児）の状況

平成26年12月現在、本町の身体障害者手帳の所持者数は930人です。障がいの等級は、重度である1級、2級が377人であり、全体の40.5%を占めています。障がい種類別では、肢体不自由が最も多く、540人（全体の58.1%）となっています。次いで、内部障がいが247人（26.6%）と多くなっています。

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、障がい者数（18歳以上）が平成19年以降減少傾向にあり、平成19年から平成23年にかけて52人減少しましたが、平成24年には937人に増加し、その後は概ね横ばい傾向になっています。

障がい種類別では、視覚障がい、音声言語そしゃく機能障がい、肢体不自由は減少傾向にあり、特に肢体不自由は平成19年から平成23年にかけて50人減少しています。一方、内部障がいは平成21年以降230人前後で推移しています。

図表 3-2-3 障がい種類別・等級別身体障害者手帳所持者数

	視覚障がい	聴覚平衡機能障がい	音声言語そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
1級	21	1	0	94	134	250
2級	14	31	1	78	3	127
3級	5	13	3	143	51	215
4級	4	16	3	141	59	223
5級	4	0	0	64	0	68
6級	3	24	0	20	0	47
計	51	85	7	540	247	930

資料：福祉課（平成26年12月末現在） 単位：人

図表 3-2-4 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0～17歳	11	11	12	13	10	10	11	9
18歳以上	946	923	914	909	895	927	922	927
手帳所持者合計	957	934	926	922	905	937	933	936

資料：福祉課（各年3月末現在） 単位：人

図表 3-2-5 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
視覚障がい	70	68	66	60	58	61	56	49
聴覚平衡機能障がい	90	88	82	85	85	91	87	86
音声言語そしゃく機能障がい	10	9	9	8	7	7	10	8
肢体不自由	576	557	539	538	526	540	545	548
内部障がい	211	212	230	231	229	238	235	245
計	957	934	926	922	905	937	933	936

資料：福祉課（各年3月末現在） 単位：人

図表 3-2-6 障がいの等級別身体障害者手帳所持者数の推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1級	248	234	245	236	222	233	247	249
2級	149	146	135	139	139	143	131	131
3級	224	215	220	218	219	224	219	216
4級	213	215	208	214	215	229	226	231
5級	72	75	72	65	63	62	63	61
6級	51	49	46	50	47	46	47	48
計	957	934	926	922	905	937	933	936

資料：福祉課（各年3月末現在） 単位：人

3-2-3 知的障がい者（児）の状況

平成26年12月末現在、本町の療育手帳の所持者数は107人です。障がいの程度は、最重度であるA判定が最も多く、全体の49.5%を占めています。

療育手帳所持者数の推移をみると、平成21年以降概ね増加傾向にあります。

図表 3-2-7 年齢別障がいの程度別療育手帳所持者数

	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	総数
A	8	19	19	7	53
B	4	5	15	2	26
C	14	10	2	2	28
手帳所持者合計	26	34	36	11	107

資料：福祉課（平成26年12月末現在） 単位：人

図表 3-2-7 年齢別療育手帳所持者数の推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0～17歳	16	16	20	23	22	23	25	21
18歳以上	74	68	71	75	74	75	78	83
手帳所持者合計	90	84	91	98	96	98	103	104

資料：福祉課（各年3月末現在） 単位：人

図表 3-2-8 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
A	50	46	48	50	54	51	52	52
B	24	20	23	24	20	24	26	25
C	16	18	20	24	22	23	25	27
手帳所持者合計	90	84	91	98	96	98	103	104

資料：福祉課（各年3月末現在） 単位：人

3-2-4 精神障がい者（児）の状況

平成26年12月末現在、本町の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は171人です。障がいの程度は2級が最も多く、全体の73.1%を占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成22年以降急激に増加しており、平成21年から平成26年にかけて66人（60.6%）増加しています。

図表 3-2-9 年齢別等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	総 数
1 級	0	4	15	15	34
2 級	2	16	68	39	125
3 級	0	6	4	2	12
手帳所持者合計	2	26	87	56	171

資料：福祉課（平成26年12月末現在） 単位：人

図表 3-2-10 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	平成16年	平成17年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0～17歳	0	0	0	0	0	0	0	1
18～64歳	89	93	77	90	100	114	114	118
65歳以上	21	26	32	36	45	48	51	56
手帳所持者合計	110	118	109	126	145	162	165	175

資料：福祉課（各年3月末現在） 単位：人

図表 3-2-11 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	平成16年	平成17年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1 級	15	17	18	14	18	23	24	31
2 級	75	77	75	97	113	120	120	127
3 級	20	24	16	15	14	19	21	17
手帳所持者合計	110	118	109	126	145	162	165	175

資料：福祉課（各年3月末現在） 単位：人

3-2-5 難病患者の状況

平成26年3月末現在、難病患者のうち特定疾患医療給付者数は110人で、微増傾向にあります。特にパーキンソン病が22人、潰瘍性大腸炎が20人と多くなっています。

図表 3-2-12 特定疾患医療給付承認状況

特定疾患	人員（人）			
	H23	H24	H25	H26
ベーチェット病	5	5	5	5
多発性硬化症	3	3	3	3
重症筋無力症	4	3	5	4
全身性エリテマトーデス	10	10	9	9
スモン	－	－	－	－
再生不良性貧血	－	－	－	－
サルコイドーシス	3	3	－	－
筋萎縮性側索硬化症	1	1	1	－
強皮症／皮膚筋炎及び多発性筋炎	6	6	8	8
特発性血小板減少性紫斑病	4	4	3	3
結節性動脈周囲炎	3	3	2	2
潰瘍性大腸炎	18	17	20	20
大動脈炎症候群	－	－	1	－
ピュルガー病（バージャー病）	5	5	5	5
天疱瘡	3	3	3	3
脊髄小脳変性症	2	2	3	2
クローン病	4	6	7	6
難治性肝炎のうち肝硬変	1	－	－	－
悪性関節リウマチ	－	－	－	－
パーキンソン病	15	16	16	22
アミロイドーシス	－	－	－	－
後縦靱帯骨化症	8	8	6	6
ハンチントン病	－	－	－	－
ウィリス動脈輪閉塞症（モヤモヤ病）	3	4	2	2

特定疾患	人員（人）			
	H23	H24	H25	H26
ウェゲナー肉芽腫症	－	－	－	－
特発性拡張型（うっ血型）心筋症	5	5	5	5
シャイ・ドレーガー症候群	4	2	3	2
表皮水疱症	－	－	－	－
膿疱性乾癬	－	－	－	－
広範脊柱管狭窄症	1	－	－	－
原発性胆汁性肝硬変	－	－	1	1
重症急性膵炎	－	－	－	－
特発性大腿骨頭壊死症	－	－	－	1
混合性結合組織病	－	－	－	－
原発性免疫不全症候群	－	－	－	－
特発性間質性肺炎	1	1	1	1
網膜色素変性症	－	－	－	－
プリオン病	－	－	－	－
原発性肺高血圧症	－	－	－	－
神経線維腫症	－	－	－	－
亜急性硬化性全脳炎	－	－	－	－
バット・キアリ症候群	－	－	－	－
慢性肺血栓塞栓症（肺高血圧型）	－	－	－	－
ファブリー病	－	－	－	－
ライソゾーム病	－	－	－	－
副腎白質ジストロフィー	－	－	－	－
慢性炎症性脱髄性多発神経炎	1	－	－	－
計	110	107	109	110

資料：保健介護課（各年3月末現在）

3-3 公的サービスの提供状況

3-3-1 障害福祉サービス等の実績

※第5章の「5-2 障害福祉サービスの必要な見込量及び確保の方針」に第3期計画期間中の実績値を掲載

3-3-2 地域生活支援事業※の実績

※第5章の「5-3 地域生活支援事業の必要な見込量及び確保の方針」に第3期計画期間中の実績値を掲載

3-3-3 保健・医療等の状況

（1）障害者医療費の助成

身体障害者手帳1～3級、知的障がい者（児）で知能指数50以下の方などに対し、医療にかかる経済的負担を軽減するため、保険医療の一部負担金などを助成しています。

その受給者数は、平成25年度は212人で、助成件数は4,348件です。受給者数は概ね減少基調にありますが、助成額合計は平成24年度以後増加基調にあります。

図表 3-3-1 重度障害者（児）医療費の助成

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受給者数（人）	222	223	220	219	212
助成件数（件）	4,943	4,779	4,380	4,469	4,348
助成額合計（円）	35,295,000	36,455,000	33,701,000	33,847,000	34,266,000
1人あたりの助成額（円）	158,986	163,475	153,186	154,553	161,632
1件あたりの助成額（円）	7,140	7,628	7,694	7,574	7,881

資料：住民課

（２）精神障害者公費負担医療及び入院患者の状況

精神障がい者に対して、精神科の通院医療に係る医療費の一部負担金の助成を行っています。

その申請件数は、平成25年度は164件で、措置入院は1人、医療保護入院は42人です。申請件数は増加傾向にあります。

図表 3-3-2 通院医療費公費負担医療

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
申請件数 (件)	142	149	150	160	164

資料：住民課（各年度末現在）

図表 3-3-3 入院患者の状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
措置入院	0	1	1	1	1
医療保護入院	51	50	48	45	42
任意入院	-	-	-	-	-

資料：半田保健所（各年度12月末現在）

3-3-4 各種相談事業等の状況

障がい者及びその家族の日常生活における悩みや福祉サービスの利用に関する各種相談事業を行っています。

図表 3-3-4 各種相談事業の状況

相談の種類	開催の状況
相談支援センター	障がい者等の相談に対応する。
障がい者巡回相談	月1回（第2火曜日）に南知多町役場において開催
成年後見巡回相談	月1回（第4木曜日）に南知多町役場において開催
心配ごと相談	月2回、一般の方を対象に開催 開催場所は、町内の公民館等を順番に移動する。

3-4 障がい者の雇用・就業の状況

3-4-1 雇用状況

平成26年3月末現在、本町における職員の障がい者雇用人数は身体障がい者4人です。算定基礎労働者数に対する雇用率は2.20%であり、障がい者法定雇用率の2.3%（官公庁）を僅かながら下回っています。

図表 3-4-1 町職員の障がい者雇用状況

	算定基礎労働者数 (人)	障がい者雇用人数（人）		雇用率 (%)
		身体障がい者	知的障がい者	
平成19年	196	2	0	1.02
平成20年	187	2	0	1.07
平成21年	180	3	0	1.67
平成22年	180	3	0	1.67
平成23年	177	3	0	1.69
平成24年	177	3	0	1.69
平成25年	178	3	0	1.69
平成26年	182	4	0	2.20

資料：総務課（各年3月末現在）

3-4-2 職業紹介の状況

平成25年の障がい者新規求職申込数は、身体障がい者が211人、知的・精神障がい者等が251人となっています。このうち就職件数は、身体障がい者が96人、知的・精神障がい者が116人となっています。

図表 3-4-2 障がい者の紹介状況（半田管内）

	（身体障がい者）	（知的・精神障がい者等）
新規求職申込件数	211	251
就職件数	96	116
有効求職者数	312	364

資料：ハローワーク半田平成25年度業務年報より

3-5 障がい児の就学等の状況

3-5-1 保育所の状況

平成26年4月1日現在、本町の公立保育所に425人が通園しており、うち障がい児は8名となっています。なお、8名のうち手帳を所持している障がい児は5名です。

障がい児担当保育士4名を加配して、障がい児の加配保育を行っています。

図表 3-5-1 保育所における障がい児の在籍状況

	3歳未満	3歳	4歳以上	計
在籍児数 (人)	66	112	247	425
在籍障がい児数 (人)	1 (1)	2 (1)	5 (3)	8 (5)
加配保育士数 (人)	0	2	2	4

() は内数で手帳所持 資料：福祉課（平成26年4月1日現在）

3-5-2 小・中学校の特別支援学級※の状況

平成26年5月1日現在、本町には公立小学校が6校、公立中学校が5校あります。

公立小学校は、6校中5校に特別支援学級が設置されており、児童数は19名となっています。公立中学校は、5校すべてに特別支援学級が設置されており、生徒数は8名となっています。

図表 3-5-2 特別支援学級の状況

	学校数	設置校数 (校)	学級数 (級)	児童数・生徒数 (人)
小学校	6	5	9	19
中学校	5	5	6	8
計	11	10	15	27

資料：学校教育課（平成26年5月1日現在）

3-5-3 養護・盲・ろう学校の状況

本町には、養護学校、盲学校・ろう学校といった特別支援学校が設置されていないため、他自治体にある盲学校・ろう学校に2名、養護学校に10名、計12名が通学しています。

図表 3-5-3 盲学校・ろう学校在籍状況

学校名	小学部	中学部	高等部	計
県立一宮聾学校	0	0	2	2

資料：福祉課（平成26年9月30日現在）

図表 3-5-4 特別支援学校（養護）在籍状況

学校名	小学部	中学部	高等部	計
県立半田特別支援学校	1	3	6	10
県立ひいらぎ養護学校	0	0	0	0

資料：福祉課（平成26年9月30日現在）

※参考・・・盲学校・ろう学校も特別支援学校の1つです。

3-6 人的資源等の状況

3-6-1 生活環境等について各種相談事業の状況

障がい者及びその家族の日常生活における悩みや福祉サービスの利用に関する各種相談事業を、各種相談員を配置して行っています。

図表 3-6-1 相談員の設置状況

職 種	人 員（人）
民生委員・児童委員	49
身体障害者相談員	1
知的障害者相談員	1
相談支援センター（身体・知的）	4
相談支援センター（精神）	3

資料：福祉課（平成 26 年 9 月現在）

3-6-2 ボランティア団体等の状況

平成 26 年 10 月現在、南知多町社会福祉協議会にボランティア団体として登録している団体は 29 団体、登録人員は 624 人です。これまでの推移をみると、団体数は平成 20 年度の 27 団体から平成 21 年度には 18 団体に急減したものの、その後は年々増加傾向にあります。また、登録人数についても増減はあるものの、以前に比べて増加し、平成 26 年 10 月現在で 627 人になっています。

図表 3-6-2 ボランティア団体等の登録状況

	団 体		個 人 （人）	計 （人）
	団体数（団体）	人数（人）		
平成19年度	26	406	0	406
平成20年度	27	519	0	519
平成21年度	18	550	0	550
平成22年度	19	580	0	580
平成23年度	23	578	0	578
平成24年度	25	612	0	612
平成25年度	25	561	0	561
平成26年度	29	624	3	627

資料：南知多町社会福祉協議会（各年度末現在、平成 26 年度は 10 月現在）

第4章 施策の方向

4-1 障がいを理解し、ともに生きる地域社会づくり

4-1-1 啓発・広報活動の推進

(1) 多様な媒体による福祉サービスの紹介や意識啓発

(2) 各種イベントを通じた交流促進や意識啓発

(3) 「障害者週間」の周知

(1) 多様な媒体による福祉サービスの紹介や意識啓発

【現状】

- 「広報みなみちた」や「南知多のふくし」（南知多町社会福祉協議会が年2回発行）や南知多町社会福祉協議会のホームページなどを通じて、ボランティア団体の紹介やボランティア活動等の広報・啓発を行っています。
- 南知多町社会福祉協議では、平成26年度にホームページをリニューアルし、情報更新が迅速にできるようにしました。また、福祉啓発ハンドブック「ふだんのくらしのしあわせ」を発刊し、町内全小学校の福祉実践教室対象児童生徒に配布するなどにより、障がいや障がい者に対する正しい認識と理解促進を図っています。

【施策の方向】

障がいや障がい者に対する町民の方々の正しい認識と理解促進を図るため、また、障がい者に障がい福祉サービスをはじめとした各種サービスをわかりやすく伝えるため、今後とも、多様な媒体を通じて広報・啓発の充実に努めます。

(2) 各種イベントを通じた交流促進や意識啓発

【現状】

- 社会福祉法人南知多すいせん福祉会の「すいせんひろば」で開催する「秋まつり」を通じて、障がい者と地域住民の交流が図られています。
- また、南知多町社会福祉協議会では、平成21年度より、南知多町産業まつり

にボランティアブースを出展し、福祉に関する啓発活動や交流活動を行っていますが、障がい者やその家族といった当事者のスタッフとしての参加が少ないのが実情で、障がいや障がい者に対する理解を深めるような場になっていないのが課題となっています。

- 一方、平成26年度に知多南部地域自立支援協議会・南知多町部会の主催で「みみたっ子ひろば in 南知多」が開催されました。これは、特別支援学校や特別支援学級に通う学齢期（小学生～中学生）の子どもたちや、子どもたちの兄弟が、夏休みの一日を楽しく過ごしながらか、障がいのある子どもの保護者同士、保護者やボランティア、福祉関係事業者、学校教員など関係者の相互交流を図っていこうという事業で、今後も引き続き開催する予定にあります。

【施策の方向】

「すいせんひろば」で開催する「秋まつり」や南知多町産業まつりにおけるブース出展といった各種イベントを当事者の参加を促しながら開催するなどによって、また、「みみたっ子ひろば in 南知多」の開催を通じて、障がい者やその家族と地域住民の方々など多様な人たちが相互交流できるような機会づくりと、障がい者に対する意識啓発に努めます。

（３）「障害者週間」の周知・活用

【現状】

- 「障害者週間」（毎年12月3日から12月9日までの1週間）は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されたものです。
- この期間を中心に、国や地方公共団体、関係団体等において、様々な意識啓発に係る取り組みを展開していますが、本町では、特に取り組んでいないのが実情です。

【施策の方向】

住民に対して障がいや障がい者に関することを広く啓発する機会として「障害者週間」を捉え、県や障がい者団体等が行う啓発活動に協力し、「障害者週間」の周知とそれを活用した広報・啓発に努めます。

4-1-2 ボランティア活動の促進

(1) ボランティアの育成

(2) ボランティア活動への支援

(1) ボランティアの育成

【現状】

- 南知多町社会福祉協議会における各種ボランティア養成講座等の開催を通じて、傾聴ボランティアや手話ボランティア等の養成に努めてきました。
- また、災害救助用資機材を使用した救助方法の実演や実習など、災害発生時に役立つ知識を学ぶ「防災啓発講座」の開催を通じて、いざという時に活動できる人材養成に努めてきました。

【施策の方向】

町民が各種ボランティア活動に気軽にかつ積極的に参加できるように、南知多町社会福祉協議会と連携し、ボランティア講座やボランティア情報の充実に努めます。

また、ボランティア連絡会の定期的な開催や南知多町ボランティアグループ学習会等の開催を通じて、ボランティア団体同士の情報共有と連携に努めるとともに、ボランティアセンター機能の充実に努め、ボランティア活動の円滑化を図ります。

(2) ボランティア活動への支援

【現状】

- 福祉関連団体やボランティア団体の活動を支援するため、南知多町社会福祉協議会では、1団体あたり3万円を上限として活動助成をしています。しかしながら、障がい者関連団体がこの活動助成を受けるケースはまだまだ少ない状況にあります。
- また、南知多町社会福祉協議会では、ボランティア団体等の新たな設立に向けた支援も行っています。
- 人材養成講座の開催と南知多町社会福祉協議会による団体設立支援の結果、精神保健関連と傾聴の2つのボランティア団体が設立されました。

- 精神保健関連の団体については、地域活動支援センターを拠点に月1回のほつとスペース（精神障がい者の土曜日の居場所づくり）を開設しています。
- 一方、傾聴ボランティア団体については、高齢者施設に出向いての傾聴活動をしています。将来的には、障がい者を対象とした傾聴活動に発展することも期待されます。

【施策の方向】

障がい者福祉に関するボランティア活動等の活性化を図るため、南知多町社会福祉協議会による活動助成の継続的实施を通じて、ボランティア団体やNPOなどの各種団体の活動支援に努めます。

また、関係機関と連携しながら、新たなボランティア団体等の設立支援を引き続き進めるとともに、企業等による社会貢献活動との連携も視野に入れつつ、ボランティア活動等の活性化に努めます。

4-1-3 福祉教育の推進

（1）交流教育の推進

（2）福祉講座、講演会の開催

（3）福祉教育の充実

（1）交流教育の推進

【現状】

- 本町では、小学校6校中5校、中学校の5校全校において特別支援学級※を設置しており、こうした特別支援学級設置校では、行事や総合的な学習の時間等において特別支援学級在籍の児童生徒が通常学級の学習に参加し、交流する機会を計画的に設けています。
- これによって、児童生徒や保護者、教師の間で、障がいや障がい児のこと、特別支援教育※に関することについての相互理解が進んできています。

【施策の方向】

今後とも、相互理解の促進と子どもたちの心身の健全な発達を促すため、障がいのある子とない子が共に学び合う交流教育の充実と教職員等の体制拡充を図ります。また、引き続き、児童生徒や保護者、教師の間で、障がいや障が

い者のこと、特別支援教育に関することに対する理解促進を図ります。

（２）福祉講座、講演会の開催

【現状】

- 南知多町社会福祉協議会では、各種ボランティア養成講座等の開催や南知多町ボランティアグループ学習会等の開催を通じて障がいや障がい者に対する相互理解を図っています。
- 障がい者福祉に直結するテーマではありませんでしたが、町では、平成23年11月に町制50周年記念福祉講演会を開催しました。
- その後も、特に障がい者福祉に直結するようなテーマによる講座等の開催は行っていないませんが、障がい者関連団体を含めた福祉関連団体同士の交流機会や見識を広げる機会になっています。

【施策の方向】

福祉講座や福祉に関する講演会を開催することにより、障がい者と健常者や福祉関連団体同士の相互理解の促進を図るとともに、福祉の心やボランティアの育成を積極的に行います。

（３）福祉教育の充実

【現状】

- 総合的な学習の時間等を活用して、町内全小中学校において福祉実践教室を開催しています。
- 近年、増加傾向にある発達障がいや精神障がいに対する理解を深めるためのプログラムを導入したり、指導主事を通じた教育委員会と社会福祉協議会、自立支援協議会、各小学校との連携を密にしたりするなどにより、福祉実践教室の充実が図られています。
- また、福祉啓発ハンドブック「ふだんのくらしのしあわせ」を発刊し、福祉実践教室を通じて、少なくとも町内全小学校の4年生全員と中学生全員に配布しました。
- また、体験的な活動をすることで、子どもたちにとって切実な課題として認識され、総合的な学習の時間を中心とした探究的活動が展開されています。
- さらに、夏休みの期間を活用して中学生が町内の福祉施設でボランティア体験学習を行う「青少年等ボランティア福祉体験事業」も進めており、毎年多くの中学生がボランティアに参加しています。そして、中には障がい者関連施設で

のボランティア体験を行う生徒もいます。

- 今後は、障がいや障がい者に対する認識を多くの町民に浸透させていくために、福祉教育の地域社会における展開が求められます。

【施策の方向】

引き続き南知多町社会福祉協議会と小中学校など関係組織同士の連携を密にすることによって、福祉実践教室の充実を図ります。

また、福祉実践教室への保護者の参加を手始めにして、福祉実践教室の地域社会への展開を図ったり、福祉啓発ハンドブック「ふだんのくらしのしあわせ」の配布を拡大したりするなどにより、地域社会の中で、障がいや障がい者に対する正しい理解を深めることができるような場や機会の提供に努めます。

「青少年等ボランティア福祉体験事業」については、福祉の現場での貴重な体験機会を提供するという重要性を認識しつつ、継続的な事業実施を図ります。

4-2 自立を支援し、いきいきと暮らせる環境づくり

4-2-1 相談支援・情報提供の充実

(1) 相談支援体制の充実

(2) 情報提供の充実

(3) 権利擁護の推進

(1) 相談支援体制の充実

【現状】

- 障がい者やその家族等に対して、専門的できめ細かな相談に応じるため、平成18年10月から武豊町、美浜町と共同し、知多南部相談支援センター（社会福祉法人共生福祉会、特定非営利活動法人ゆめじろう）に委託することによって、相談支援事業を実施しています。
- 町内での相談支援の機会を提供するため、町役場において、知多南部相談支援センターによる月1回の巡回相談を行っています。

【施策の方向】

障がいの種別を問わず総合的に相談ができるよう知多南部相談支援センターを拠点として、3障がいに対応できる相談支援体制の充実に努めます。

また、町における相談対応や窓口での情報提供の充実に努めながら、知多南部相談支援センターや南知多町社会福祉協議会、知多南部地域自立支援協議会などと連携し、利用者にとって分かりやすく、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

さらに、障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等の整備を自立支援協議会等の場で検討していきます。

（２）情報提供の充実

【現状】

- 「広報みなみちた」や町のホームページのほか、知多南部地域自立支援協議会を通じて、サービス利用ガイドブック「ショートステイのお話」や精神障害者地域生活ガイドブック「この町で生きる」を発行することによって、障がいのある方の必要としている情報の提供に努めています。
- また、「南知多のふくし」（南知多町社会福祉協議会発行）や南知多町社会福祉協議会のホームページ、南知多町社会福祉協議会の事務所入り口付近のチラシ・リーフレットコーナーの充実（新たな棚の設置）を通じて、福祉サービスの概要の紹介を行っています。

【施策の方向】

各種支援制度や相談窓口、福祉サービスの利用手続きなどについて、障がい者やその家族等への周知を図るため、「広報みなみちた」や町のホームページ、南知多町社会福祉協議会が発行している「南知多のふくし」や南知多町社会福祉協議会のホームページ、福祉課窓口付近のチラシ・リーフレットコーナーの充実、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用など、多様な方法によって情報提供の充実に努めます。

また、こうした福祉情報については大活字の使用や、音訳、音声・点字機器による変換が可能な対応にするなど、各障がいの特性に応じた情報提供に努めます。

（３）権利擁護の推進

【現状】

- 認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でない人たちの権利を擁護するため、平成20年4月から知多地域5市5町共同で成年後見制度[※]に関する相談や本人に代わって申し立てを行う支援を知多地域成年後見センター[※]に委託しています。
- また、判断能力が十分ではない障がい者の財産や権利を保障し、地域で安心して暮らすことができるよう、契約に基づいて障がい者本人に対して、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業を、基幹的社会福祉協議会である半田市社会福祉協議会が愛知県社会福祉協議会からの委託を受けた広域事業として実施しています。なお、この事業については、平成27年度より南知多町社会福祉協議会が直接実施することになります。

【施策の方向】

「広報みなみちた」やパンフレットなどで成年後見制度や知多地域成年後見センター、日常生活自立支援事業の周知に努めます。また、南知多町社会福祉協議会や障害福祉サービス事業所、障がい者の家族等と連携し、支援を要する障がい者の把握に努め、必要に応じて権利擁護に関するサービスが利用できるよう情報提供に努めます。さらに、障がい者の虐待防止対策に努めます。

4-2-2 障害福祉サービス等の充実

障がいのある人が自分の住む場所を自分で選び、必要なサービスを利用し、地域で自立し安心して暮らすことができるように、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実に努めます。

定期的に「障がい福祉計画」を見直し、利用者一人ひとりのニーズの把握に努め、障害福祉サービスなどの充実と提供体制の基盤づくりに努めます。

※第5章の「障害福祉サービス等の実施目標」を参照

4-2-3 居住の場の確保

(1) 居住系サービスの充実 ※「5-2(4) 居住系サービス」を参照

(2) 町営住宅の充実

(3) 住宅改修への支援

(1) 居住系サービスの充実

※「5-2(4) 居住系サービス」を参照

（２）町営住宅の充実

【現状】

- 現在、町営住宅は26戸整備されていますが、このうち内海地区にある町営城下住宅（13戸）以外は、かなり老朽化が進んでいます。
- 町営城下住宅についても、屋内の段差は少ない構造になっていますが、バリアフリー※構造にはなっていないのが実情です。

【施策の方向】

障がい者の在宅生活を支援するため、新設や建て替え時に、バリアフリー構造の町営住宅を整備します。

（３）住宅改修への支援

【現状】

- 障がい者の居住環境を改善するため、障がい者の専用居室等を新築、増築、改築又は改造するために必要な資金を低利子で融資する県の事業（愛知県障がい者住宅整備資金貸付制度）の活用を促進してきましたが、この制度は、平成23年4月に廃止になりました。
- 手すりの取付けや床の段差解消などの住宅改修費を給付する事業（改修費の9割相当額、上限20万円を給付）を地域生活支援事業※として実施しています。

【施策の方向】

障がい者の居住環境を改善するため、地域生活支援事業として実施している住宅改修費を給付する事業の利用促進に努めます。

4-2-4 保健・医療サービスの充実

- (1) 障がいの早期発見・早期治療
- (2) 障がいの原因となる疾病の予防
- (3) 心の健康づくりの推進

(1) 障がいの早期発見・早期治療

【現状】

- 妊産婦健診の実施を通じて、ハイリスク妊娠の早期発見、妊娠中に発症する合併症などの予防に努めています。
- 3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施し発達障がい等の早期発見に努め、関係機関の連携により適切な指導、療育の援助を行っています。

▼こども発達相談（心理士による相談）とこどもすくすく相談の実績

	こども発達相談		こどもすくすく相談		
	相談回数	相談者数	相談人数	乳児	幼児
平成 20 年度	15 回	46 人	124 人	63 人	61 人
平成 21 年度	15 回	52 人	131 人	72 人	59 人
平成 22 年度	14 回	64 人	173 人	75 人	98 人
平成 23 年度	16 回	55 人	134 人	45 人	89 人
平成 24 年度	17 回	45 人	158 人	53 人	105 人
平成 25 年度	20 回	63 人	189 人	52 人	137 人

【施策の方向】

妊産婦健診や乳幼児を対象とした健診の充実、すくすく相談やこども発達相談、支援が必要と判断された乳幼児への訪問相談の充実を図ることにより、疾病・障がいの早期発見・早期治療につなげます。

また、保育所・子育て支援センター・学校で、保育士・保健師等の連携により、軽度発達障がい等の発見体制の強化に努めます。

（２）障がいの原因となる疾病の予防

【現状】

- 脳血管疾患、心疾患、糖尿病など、障がいの原因となる生活習慣病*等を予防するため、16 歳から 19 歳までを対象としたヤングメタボ予防健診及び 40 歳から 74 歳までの町国民健康保険加入者を対象とした特定健診*、75 歳以上を対象とした後期高齢者医療の健診を実施しています。
- 健診後は健康相談や結果説明を行い、健診の結果、支援が必要な方には、保健指導を実施し、生活習慣の改善や生活習慣病の予防に努めています。また、必要な方には、医療機関への受診勧奨を行っています。さらに、一般住民や企業、老人クラブ会員等を対象に健康教育（一般健康教育、病態別健康教育、高齢者健康教育）を実施しています。

【施策の方向】

脳血管疾患、心疾患、糖尿病など、障がいの原因となる生活習慣病等を予防するため、健康教育や健康相談、健康診査の充実と受診の促進を図ります。

また、若い時期から自ら健康管理を行うことの重要性についての意識啓発に努めます。

（３）心の健康づくりの推進

【現状】

- 家に閉じこもりがちで、うつ状態になりがちなひとり暮らし高齢者等の心の健康づくりの一環として、高齢者のための居場所づくり（サロン）の立ち上げを目指したボランティア養成講座の開催を通じて、平成 24 年から新たにサロン活動が 4 会場増え、現在計 14 ヲ所でサロン活動が行われています。
- また、平成 24 年 4 月に精神保健福祉ボランティア団体が立ち上がり、美浜町にある地域活動支援センターを拠点に月 1 回のほっとスペース（精神障がい者の土曜日の居場所づくり）を開設しています。
- 自殺予防啓発パンフレットの全戸配布や街頭開発キャンペーンなどを通じて自殺予防の啓発に努めています。また、平成 23 年 11 月に教育評論家の水谷修氏を講師として招いて、いのちの大切さを共に学ぶことを目的とした町制 50 周年記念福祉講演会（地域自殺対策緊急強化事業）を開催しました。
- その他にも、自殺予防ゲートキーパー養成講座を開催し、相談窓口の関係者が関わり方のスキルを学習する機会を設けました。

【施策の方向】

家に閉じこもりがちで、うつ状態になりがちなひとり暮らし高齢者等の心の健康づくりの一環として高齢者サロンの立ち上げを支援します。

身近な人のこころの不調に気付くことができるよう、学校や地域と連携して精神保健に関する知識の普及や相談体制の整備など、心の健康づくりについての支援策の充実に努めます。

4－2－5 生活安定のための施策の充実

(1) 経済的支援の充実

(2) 権利擁護の推進 【再掲】

(1) 経済的支援の充実**【現状】**

- 障がい者やその家族等の生活を支えるために必要な障害者手当や年金、医療費の助成等の支援制度に関する情報は、「広報みなみちた」や町のホームページ、南知多町社会福祉協議会のホームページで紹介しています。
- 平成 25 年度 4 月より町障害者手当の支給額の増額と新たに身体障害者手帳 5 級・6 級の方への支給を始めました。また、精神障がい者とその家族等の医療費負担の軽減を図るために、平成 25 年度 10 月より精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の方の医療費助成の対象を全疾患に拡大しました。

【施策の方向】

障害手帳交付時や町広報などを通じて、障がい者の経済的安定を支援するため、年金制度や各種手当、割引制度などの周知に努めます。

また、障がい者が必要な医療を適切に受けることができるように、医療費の助成制度の周知に努め、利用促進を図ります。

(2) 権利擁護の推進 【再掲】

※「4－2－1 (3)」の再掲

4-3 障がい者の可能性を拡げ、社会参加できる環境づくり

4-3-1 療育・教育の充実

- (1) 療育体制の充実
- (2) 教育相談・就学指導体制の充実
- (3) 校内の教育環境の整備充実
- (4) 特別支援教育※の充実
- (5) 交流教育の充実 【再掲】

(1) 療育体制の充実

【現状】

- 1歳6か月健診等により、成長や発達等に不安があるなど支援が必要と認められた幼児とその保護者を対象に親子のふれあいの場を提供する「パンダの会（親と子どものふれあいの会）」を子育て支援センターで毎月3回開催していましたが、入会児が増え、年齢によって遊びや配慮事項に支障ができたため、平成26年度より2歳児親子「うさぎの会」、1歳児親子「ひよこの会」と年齢で会を分けました。
- また、より頻繁に通うことができる親子通園施設が町内にはなかったことから、平成26年7月にむくろじ会館内1階（旧豊丘小学校）にて児童発達支援事業として「どんぐり園」を平成26年7月に開設し、療育が必要な子どもの親子通園が可能になりました。
- 「うさぎの会」や「ひよこの会」の開催等に合わせて、県の心理判定員や家庭相談員による相談を行っています。より専門的な相談支援体制が求められています。
- また、あいち小児保健医療総合センターが主催する保育リーダー研修へ保育士を参加させたり、「地域障害者生活支援センターらいふ」からの専門家の派遣による支援や指導を受けたりするなどによって、障がい児保育・療育体制の充実に努めています。

【施策の方向】

障がい児が必要な療育を適切に受けることができるように、知多児童・障害者相談センターや知多地域障害者生活支援センターらいふ、特別支援学校※、あいち小児保健医療総合センター等の医療機関などの専門機関との連携を強化しながら、子育て支援センターを活動の拠点とする療育グループ（「うさぎの会」や「ひよこの会」）を支援するとともに、児童発達支援事業者としての「どんぐり園」の充実を図ることによって、療育体制の充実に努めます。

また、「どんぐり園」の存在をもっとアピールするとともに、療育を必要とする子どもには早めの対応を行うことによって、集団への参加、コミュニケーション力などが育つことを広く周知します。

（２）教育相談・就学指導体制の充実

【現状】

- 小学校拠点校（師崎小学校）と各中学校へのスクールカウンセラーの継続配置により、校内の相談体制の強化を図りました。また、スクールカウンセラーを通じた各関係機関との連携体制も各校の実態に応じて確立されつつあります。
- 障がい児個々の適性や健康状態等に応じた適切な教育を受けることができるようにするため、町特別支援教育※研究会において、障がい種別に応じた教育活動が展開されるよう学習形態や支援方法の研究が進められています。
- 各学校では個別支援計画（個別の教育支援計画）を作成しており、小・中学校間においては、障がいのある児童に対する継ぎ目のない教育支援を行っていますが、就学前以前と義務教育後にまでにはつながっていないことが課題になっていました。
- しかしながら、その後、知多南部自立支援協議会において作成された個別の支援計画「みみたのサポートファイル」を活用し、乳幼児検診から保護者に周知する体制づくりが整えられつつあり、病院の受診記録や福祉サービスの利用状況についてもファイリングすることによって医療情報や福祉情報も掲載された個別支援計画書になっています。

【施策の方向】

障がい児や保護者の悩みや不安を解消するため、小中学校と関連機関との連携を強化し、教育相談体制や進路指導の充実に努めるとともに、指導担当者には、専門的な知識と経験が求められることから、その力量の向上に努めます。

また、校内就学指導委員会と特別支援教育校内委員会の目的、位置づけを明確にし、引き続き相互の連携を図りながら適正就学に向けた環境づくりに努め

ます。

さらに、引き続き、保護者との協議による個別の教育支援計画の作成の対象を拡大し、就学前から就労までを見通した、子どもの成長段階（ライフステージ）に応じた母子保健・療育・保育・教育・福祉・医療等の相互連携による継ぎ目のない個別の支援体制の確立に努めます。

（３）校内の教育環境の整備充実

【現状】

- 障がいのある児童生徒が、安心かつ快適な学校生活が送れるよう、障がいのある児童生徒の入学に合わせて、トイレや手すり、スロープ等校内のバリアフリー※化を逐次進めています。
- また、学校は、災害時の避難場所にも指定されており、障がいのある児童生徒のみならず、障がい者や高齢者など多様な人が利用することが想定されることから、こうした観点も加味しながら、今後とも学校施設のバリアフリー化を進めていく必要があります。

【施策の方向】

障がい児が安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化や教育備品の充実など、学校設備の充実に努めます。

（４）特別支援学級※担当教員の研修の充実

【現状】

- 特別支援学級担任及び特別支援教育コーディネーター※等を対象とした、特別支援教育※推進に関する研修により、校内の特別支援教育の推進役の力量向上を図ってきました。
- また、特別支援教育アドバイザー※を講師とした現職教育や町内の研修会を開催し、特別支援教育の経験が少ない教員の力量向上に努めています。
- 一方、特別支援学校※のセンター的機能を生かした事例研究会や巡回相談も活用し、個々の実態に応じた適切な対応・支援体制の確立に努めています。

【施策の方向】

特別支援学級において適切な指導が行えるよう、教職員に対し、障がいや障がい児の知識や経験を深めるための研修会・講習会への参加を促進します。このため、特別支援学校を始めとした専門機関との連携強化に努めます。

また、特別支援学級の担当者だけでなく、全ての教職員が障がいや障がい児

への知識や理解を深め協働する体制づくりや町特別支援教育研究会の機会を通じた学校間連携による課題解決に努めます。

（５）交流教育の充実 【再掲】

※「４－１－３（１）」の再掲

４－３－２ 障がい者の就労への支援

（１）雇用・就労機会の拡大促進

（２）就労支援の推進

（１）雇用・就労機会の拡大促進

【現状】

- 事業者の障がい者雇用を促進するための取り組みとしては、事業主の方が障がい者を雇用するにあたって活用できる関係機関や制度等をガイド冊子としてまとめた「障害者の雇用のために」（愛知県発行）を町内事業者等の目に触れるよう、福祉課窓口付近のチラシ・リーフレットコーナーに配置しています。
- また、障がいのある方の職業的自立を促進するための取り組みとしては、愛知県と愛知労働局、公共職業安定所の主催により、年２回県内２会場で開催している「障害者就職面接会」の案内を広報し、参加を促進しています。
- この他、障がい者の雇用・就労機会の創出を図る観点から、町内の障がい福祉事業者や施設・障がい者団体への町の業務等の委託や発注に努めています。

【施策の方向】

障がい者の一般就労を推進するためには民間事業者等の理解が重要であることから、関係機関が作成した冊子やリーフレットなどを有効活用しながら、広報やポスター掲示、リーフレット等の配布など、多様な機会を通じて、改正障害者雇用促進法や雇用に関わる制度等の周知に努めます。

また、障がい者の就労機会の拡大を図るため、引き続き愛知県等が主催する「障害者就職面接会」の案内の広報に努めるとともに、障がい者の雇用・就労機会の創出を図る観点から、町内の障がい福祉事業者や施設・障がい者団体への町の業務等の委託や発注（官公需の発注）に努めます。

（２）就労支援の推進

【現状】

- これまで福祉施設から一般就労へ移行する対象者がほとんどいなかったこともあり、障がい者の一般就労に対する支援はあまり進めてきませんでした。
- しかしながら、知多南部地域自立支援協議会や愛知県知多障害保健福祉圏域会議などを通じて、就労に関する情報交換や課題の検討を進めています。また、知多地域障害者就業・生活支援センター「ワーク」や公共職業安定所（ハローワーク）などの機関との連携強化に努めています。
- 今後も、福祉施設から一般就労へ移行する対象者があまり見込まれませんが、常に障がい者の就労移行を把握し、その支援に努めていく必要があります。

【施策の方向】

障がい者の一般就労を推進するため、障がい者の就労意向を的確に把握するとともに、障がい福祉計画に基づき、就労移行支援や就労継続支援などの就労系の障害福祉サービスの提供に努めます。

また、知多南部地域自立支援協議会を通じて、就労に関する情報交換や課題の検討を進めるなど、関係機関とのネットワーク形成に努めるとともに、知多地域障害者就業・生活支援センター「ワーク」や公共職業安定所（ハローワーク）などの機関との連携強化に努めます。

4-3-3 スポーツや生涯学習活動等への参加促進

(1) スポーツ・レクリエーションの促進

(2) 生涯学習活動への参加促進

(1) スポーツ・レクリエーションの促進

【現状】

- 障がい者を対象としたスポーツ教室やスポーツ大会等の開催については特に行っていませんが、夏休み小学生水泳教室といった町主催のスポーツ教室に障がい児を臨機応変に受け入れるよう努めています。

【施策の方向】

スポーツ教室やスポーツ大会等における障がいのある方の受け入れについて柔軟に対応します。

また、障がい者自身や障がい者団体等のニーズに応じて、障がい者のためのスポーツの開発・普及について検討します。このため、障がい者自身や障がい者団体等の声が把握できるような体制づくりに努めます。

(2) 生涯学習活動への参加促進

【現状】

- 障がい者を対象とした生涯学習講座や文化教室等の開催については特に行っていません。
- 平成23年度よりマイスタディ講座（町民が学びたいことを自分（自分たち）で企画・運営する講座）や、マイプロデュース講座（講師が教えたいことを自分で企画・運営する講座）を実施しており、この事業の活用を通じて、障がい者自身や障がい者団体等のニーズに応じた講座の開催が可能になっています。
- しかしながら、障がい者団体等に対してその周知が十分に行われていないのが実情です。

【施策の方向】

障がい者の生涯学習活動への参加機会を拡大するために、マイスタディ講座やマイプロデュース講座の制度を障がい者団体等へ周知し、その活用の促進に努めます。

4-4 安心して暮らせる環境づくり

4-4-1 総合的な福祉のまちづくり

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

(2) 情報のバリアフリー※化の推進

(3) 地域福祉の推進

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

【現状】

- 新たな道路整備や道路改良に合わせて、障がい者をはじめとするすべての人が安全・快適に通行できる歩行者空間等の整備に努めていますが、狭小な路線が多く歩道の整備についても用地確保は非常に困難な状況で、町の財政状況もあり進まないのが実情です。
- このため、こうしたハード整備と併行して、障がいのある人をさり気なく手助けするなどの心のバリアフリー化や既にバリアフリー対応になっている施設等の情報を整理するなどソフト対策も必要です。
- 一方、平成22年10月1日から運行を開始した、南知多町の運営による「海っ子バス」(南知多町コミュニティバス)は、障がい者や高齢者に配慮して低床バス車両の導入を図りました。

【施策の方向】

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」や、県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」、「人にやさしいまちづくり整備指針」などの法律や指針に基づき、道路や官公庁施設など公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、整備の際には、障がい者、高齢者等の当事者の意見を聞きながら、利用者の目線に立った検討・事業推進に努めます。

さらに、障がい者対応のトイレなどの情報を整理したバリアフリー※マップの作成を検討します。

（２）情報のバリアフリー化の推進

【現状】

- 目の不自由な方のために、ボランティアの皆さんの協力を得て「声の広報」の作成を行っていましたが、利用者が減少してきたことから、実施が中断されています。
- 情報通信技術（ＩＣＴ）の発達により、障がいのある方でも様々な情報が入手しやすくなっている一方で、ＩＣＴを活用できない障がい者も少なくなく、障がいのある方の中でも情報格差が生じていることが予想されます。

【施策の方向】

「声の広報」に対する視覚障がい者のニーズを把握し、ニーズに応じて作成・配布の体制づくりを検討します。また、障がい者にとっても見やすい広報紙づくりや、利用しやすい町のホームページの作成について検討します。

また、地域生活支援事業の一つである意思疎通支援事業の充実とその利用促進に努めるとともに、日常生活用具の一つである視覚障害者用パソコンソフトや上肢障害者用のパソコン周辺機器など情報意思疎通支援用具の給付制度の周知と制度の利用促進に努めます。

（３）地域福祉の推進

【現状】

- 障害のある人が地域で生活していくためには、福祉関係者だけではなく、地域住民の障がいや障がい者に対する理解や、日ごろからの支え合いの地域福祉活動が大切です。
- 高齢者福祉の分野においては、高齢者のための居場所づくり（サロン）を始める地区が増加するなど、地域福祉活動が徐々に盛んになりつつありますが、今後は、障がい者を対象にした地域福祉活動を進めていくことが求められます。

【施策の方向】

地域福祉の視点に基づく啓発活動を充実し、地域における住民相互の支え合いや見守り合いを大切にするコミュニティの形成を図ります。

また、ボランティア団体や近隣住民、自治会等における地域福祉活動の育成を図るとともに活動を積極的に支援します。その一つとして、地域の課題解決に向けて住民の積極的な参画による協働と連携のまちづくりを推進するために各地区で順次設置が進められている南知多町まちづくり協議会の地域協議会の活動として、見守りや安否確認などの助け合いのまちづくり（地域福祉活動）の促進に努めます。

4-4-2 移動・交通手段の確保

(1) 移動・外出支援事業等の充実

(2) 歩行空間の整備 ※「4-4-1 (1)」を参照

(1) 移動・外出支援事業等の充実

【現状】

- 障がいのある人の地域の自立生活及び社会参加を促すため、障がい福祉計画に基づき、行動援護事業や移動支援事業※を実施しています。
- また、身体障害者手帳の1・2級所持者、療育手帳のA判定所持者の希望者に海っ子バス・知多バスと名鉄観光海上船の無料乗車（船）券とタクシーの基本料金助成券を、精神障害者手帳の1・2級所持者の希望者に半額となる乗車（船）券とタクシーの基本料金助成券の交付を行ってきました。
- 平成25年度からバス・船の助成券の交付枚数を年間36枚だったものを交付枚数の制限を廃止し、タクシーの助成券の交付枚数を年間22枚から24枚に拡大しました。

【施策の方向】

障がいのある人の地域の自立生活及び社会参加を促すため、障がい福祉計画に基づき、行動援護事業や移動支援事業を実施します。

また、引き続き、バス・船運賃助成事業やタクシー料金助成事業、通園・通学援助事業を実施します（5-4を参照）。

(2) 歩行空間の整備

※「4-4-1 (1)」を参照

4-4-3 防犯・防災対策の推進

(1) 防犯対策の推進

(2) 防災対策の推進

(1) 防犯対策の推進

【現状】

- 本町では、平成19年10月に施行された「南知多町安全なまちづくり条例」に基づき、南知多町安全なまちづくり推進協議会を設置し、防犯のまちづくりを進めています。こうした中、内海まちづくり協議会のように、まちづくり協議会に防犯部会を設置し、障がい者に特化した取組ではないが地域における自主防犯活動を進めているような地域も生まれています。
- 日常生活において障がい者が犯罪等の被害者にならないようにするため、障がい者の支援を視野に入れた防犯のまちづくりを進めていく必要があります。
- 一方、愛知県警察では、聴覚や言語に障がいがある方がどこからでも素早く110番通報できるように、携帯電話からホームページにアクセスして文字による通報を可能とした「Web110番通報システム」やFAXによる通報が可能な「ファックス110番」を実施しています。

【施策の方向】

障がい者が犯罪にあわないようにするため、南知多町安全なまちづくり推進協議会及びその構成団体を通じて、障がい者やその家族への注意喚起や被害防止の注意点などの情報提供を促進します。また、引き続き、各季の安全なまちづくり県民運動期間中に各地区でのキャンペーンを実施するなど、地域防犯活動を推進します。

また、地域での見守りや声かけなど、自主防犯団体等と連携した日常的な犯罪被害防止活動の促進に努めます。

さらに、聴覚や言語に障がいがある方に対して、「Web110番通報システム」や「ファックス110番」の周知に努めます。

（２）防災対策の推進

【現状】

- 身近な地域における共助による防災体制を確立するため、行政区単位で自主防災会の設立を促進しており、すべての行政区で自主防災組織が立ち上がっています。
- 避難所にもなっている学校施設の耐震化工事については、平成 24 年度で完了しましたが、学校以外で避難所に指定されている施設の耐震化が課題になっています。また、避難生活時にプライバシーを確保するための間仕切り版の確保も順次進めています。
- 障がい者のための避難所として、民間の福祉関連事業所との協定により福祉避難所※を設置しています。
- 的確な要援護者の避難誘導を図るため、平成 23 年度には、災害時要援護者支援システム※を導入しました。そして、平成 24 年 12 月から災害時要援護者の登録申請の受付を始め、平成 25 年 4 月に地元区、自主防災会、消防団、民生児童委員、社会福祉協議会、知多南部消防組合に登録者の名簿や地図を提供し、災害時に安否確認や避難援助等の支援を地域の中で受けられる災害時要援護者支援制度を始めています。

【施策の方向】

県、消防署、警察署などの関連機関との連携を強化し、災害時における迅速な救助活動を行うための体制づくりを進めます。

学校以外で避難所に指定されている施設の耐震化整備を南知多町防災計画の中で具体的に検討していきます。また、障がいのある人が不自由なく避難所生活が送れるよう、施設のバリアフリー※化を進めるとともに、プライバシー確保のための間仕切りを備品として引き続きその確保を図ります。

緊急時には、地域住民による自主的な救出・救護活動ができるように、自主防災組織の拡大・充実に努めるとともに、災害時要援護者支援システムを活用した障がい者を含めた災害時要援護者に対する安否確認や避難援助等の支援体制づくりを推進します。

第5章 障害福祉サービス等の実施目標

5-1 地域生活や一般就労への移行等の数値目標

障がいのある人の自立支援に向け、地域生活や一般就労への移行を進める観点から、国の基本指針を基本としつつ、これまでの実績及び地域の実状を踏まえ、平成29年度の数値目標を次のとおり設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

【第3期計画の目標値と平成26年度末の実績（見込み）】

平成26年度末までに、福祉施設入所者のうち、生活介護及び自立訓練などの日中活動系サービスを利用しながら、グループホームやケアホーム、一般住宅に移行する人の数（施設入所者が地域生活へ移行する人数）の目標値は、身体機能や家庭環境等の理由を考慮して0人と設定しました。

平成26年度末までの間に、1人が地域生活に移行したものの、新たに2人が施設入所をしたため、結果として施設入所者は1人増加しました。

図表 5-1-1 福祉施設入所者の地域生活移行の第3期計画の目標値と実績

項 目		数 値
平成17年10月現在の施設入所者数（A）		9人
平成26年度末施設入所者数（B）	目標値	9人
	実績（見込み）	10人
地域生活移行者数	目標値	0人
	実績（見込み）	1人
削減見込(A)-(B)	目標値	0人
	実績（見込み）	-1人

【第4期計画の目標値】

国では、図表 5-1-3 のような基本指針を示していますが、福祉施設入所者のうち障がい支援区分3以下という人は0人であり、身体状況や家庭環境等の面から判断して地域生活への移行が困難である人が大半でもの、平成29年度末までに、平成25年度末の施設入所者数10人のうち1人（10.0%）が地域生活に移行することを見込みます。これによって、平成29年度末時点の施設入所者数は、平成25年度末時点の施設入所者10人から1人（10.0%）減少した9人を目指します。

地域生活への移行が円滑に進むよう、関係者との連携・協力によって知多南部地域圏における地域生活支援拠点等の整備（※詳細は後述）や地域生活の受け皿となるグループホーム等の確保に努めます。

図表 5-1-2 福祉施設入所者の地域生活移行の第4期計画の目標値

項 目	数 値	考え方
平成25年度末の施設入所者数（A）	10 人	
【目標値】 地域生活移行者数	1 人	平成25年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行する人数
【目標値】 削減見込（A）-（B）	1 人	平成 29 年度末段階での削減見込数
【目標値】 平成29年度末の施設入所者数（B）	9 人	

図表 5-1-3 国の基本指針（福祉施設入所者の地域生活移行）

- ① 平成 25 年度末の施設入所者の 12%以上が地域生活に移行すること
- ② 平成 25 年度末の施設入所者数を 4 %以上削減すること

を基本とする。

第3期計画で定めた平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 29 年度末における地域生活に移行する人および施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本とつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

（２） 地域生活支援拠点等の整備

平成 29 年度末までに、地域生活支援拠点等を整備することを目標とします。

障がい児・者の地域生活支援の推進のための機能について、知多南部地域（武豊町、美浜町、南知多町）の複数の機関で担う仕組み（面的な体制）を基本とし、自立支援協議会等の場で検討していきます。

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

【第3期計画の目標値と平成26年度末の実績（見込み）】

一般企業への就労を希望する障がい者が、就労継続支援等サービスを実施している福祉施設から一般就労へ円滑に移行が行えるように、就労移行支援事業等を推進するとともに、一般企業への就労が困難な障がい者に対しては、福祉施設における雇用の場を拡大する必要があります。

しかしながら、本町では、これまで実績がなかったことと、当面は一般就労への移行できそうな身体状況等にある方を見込むことができなかったことから、平成26年度における一般就労移行者数は、0人となりました。

図表 5-1-4 福祉施設利用者の一般就労への移行の第3期計画の目標値と実績

項 目		数 値
平成17年度に一般就労に移行した人数		0人
平成26年度の年間一般就労移行者数	目標値	0人
	実績（見込み）	0人

※ 福祉施設利用者とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の各事業の利用者をさします。

【第4期計画の目標値】

国では、図表 5-1-6 のような基本指針を示しています。本町では、福祉施設利用者の一般就労への移行実績がありませんが、以前に比べて就労移行支援事業の利用者が増えており、今後は一般就労への移行が可能な人も期待されることから、平成29年度における一般就労者数は、1人とします。

図表 5-1-5 福祉施設利用者の一般就労への移行の第4期計画の目標値

項 目	数 値	考 え 方
平成24年度の年間一般就労者数	0人	平成24年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
【目標値】 平成29年度の年間一般就労移行者数	1人	平成29年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

図表 5-1-6 国の基本指針（福祉施設利用者の一般就労への移行）

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。

(4) 就労移行支援事業の利用者数と就労移行率

【第3期計画の目標値と平成26年度末の実績（見込み）】

これまでの実績から第3期計画では、平成26年度末の福祉施設利用者数（平成26年度の生活介護から就労継続支援（B型）の合計）を49人と見込みました。

そして、第3期計画策定当時には、就労移行支援事業を利用できるような身体状況にあたり、希望があたりする方を平成25年度以降は新たに見込むことができなかったことから、平成26年度末における就労移行支援事業の利用者数は、0人と設定しました。

これに対して、平成25年度以降に新たな利用者が現れ、平成26年度末時点の利用実績（見込み）は4人となり、目標数値を上回っています。

図表 5-1-7 就労移行支援事業の利用者数の第3期計画の目標値と実績

項 目		数 値	考 え 方
平成26年度末の福祉施設利用者数	目標値	49人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
	実績（見込み）	57人	
平成26年度の就労移行支援事業の利用者数 ※（ ）内は、平成26年度末の福祉施設利用者数に占める割合	目標値	0人（0.0%）	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
	実績（見込み）	4人（7.0%）	

【第4期計画の目標値】

国では、就労移行支援事業の利用者数と就労移行率について図表 5-1-9 のような基本指針を示しています。前述のとおり、平成26年度末時点の利用者は4人いますが、そのうち1人は、平成26年度末でサービス利用期間を終えます。また、残りの3人も平成28年度中にはサービス利用期間を終えます。平成29年度以降の具体的な利用者は今のところ顕在化していませんが、ここ数年間の動向を踏まえると、各年度常時3人程度の利用が見込まれることから平成29年度末（目標年度）の利用者数は3人と設定します。

なお、本町内には、就労移行支援事業者が今のところ立地していないものの、計画期間中に就労支援事業所の参入があった場合には、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

図表 5-1-8 就労移行支援事業の利用者数の第4期計画の目標値

項 目	数 値	考 え 方
平成25年度末の 就労移行支援事業の利用者数	2人	—
【目標値】 目標年度の 就労移行支援事業の利用者数	3人 (平成25年度末 の1.5倍)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人数

図表 5-1-9 国の基本指針（就労移行支援事業の利用者数と就労移行率）

福祉施設利用者の一般就労への移行の目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを指すものとする。

5-2 障害福祉サービスの必要な見込量及び確保の方針

国が示している基本指針で掲げられている数値目標を踏まえつつ、平成 24 年度から平成 26 年年度（見込み）までの障害福祉サービス利用実績やサービス事業所の動向などを考慮し、将来的なサービス見込量を以下のように算定しました。なお、町単独で、不足するサービスをすべて確保することは困難であるため、圏域で調整し確保に努めます。

（１） 訪問系サービス

【サービスの概要】

訪問系サービスには、「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」の 5 種類のサービスが該当し、サービスの概要は次のとおりです。

サービス名	概要
①居宅介護（ホームヘルプ）	居宅における入浴、排せつなどの身体介護や、居室の清掃や食事の準備などの家事援助を提供します。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由で、常時介護を要する方が対象となります。居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。
③同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時などに同行し、移動に必要な支援を行います。
④行動援護	知的又は精神の障がいにより、行動上著しい困難がある方で常時介護を必要とする方が対象となります。行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
⑤重度障害者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い方を対象とし、居宅介護をはじめとする複数の福祉サービスを包括的に提供します。

【現状と課題】

「居宅介護（ホームヘルプ）」は、町内にある 1 事業所を中心にサービス提供が実施されており、その利用は平成 24 年度から平成 25 年度にけて一旦増加しますが、平成 26 年度には減少することが見込まれます。アンケート結果によると、当該サービス利用者のうち、「十分な量ではなかった」という人はごく僅かで、利用している人のニーズはほぼ満たしているといえますが、新たな利用意向を示している未利用者も若干みられます。このような状況を考慮すると、今後も第 3 期計画期間中と同程度の量のサービスを提供する必要があります。

一方、「行動援護」については、第3期計画期間中は人数的には一貫して減少していますが、利用延べ時間については利用者数が減少しても増加しているような状況もみられるように、そもそも利用者自体が少ないため、利用者の身体や生活の状況によってサービス利用量も変動することから、引き続き柔軟なサービス提供体制の確保が求められます。

なお、上記の2つのサービス以外のサービスは、利用実績がありませんが、利用意向を示している人もみられることから、経過を注視しながら必要に応じて柔軟に対応していくことが求められます。

図表 5-2-1 訪問系サービスの第3期計画と実績

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
居 宅 介 護	201 時間 18 人	169 時間 18 人	235 時間 21 人	174 時間 17 人	269 時間 24 人	143 時間 14 人
重度訪問介護	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人
同 行 援 護	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人
行 動 援 護	76 時間 3 人	97 時間 5 人	86 時間 3 人	111 時間 4 人	86 時間 3 人	85 時間 2 人
重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
計	277 時間 21 人	266 時間 23 人	321 時間 24 人	285 時間 21 人	355 時間 27 人	228 時間 16 人

※ 下段は利用者数（人）、上段は利用延べ時間数（時間）で、どちらも1月当たり。

【サービスの見込量】

図表 5-2-2 訪問系サービスの第4期計画における見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居 宅 介 護	150 時間 15 人	160 時間 16 人	160 時間 16 人
重度訪問介護	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人
同 行 援 護	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人
行 動 援 護	85 時間 2 人	100 時間 3 人	100 時間 3 人
重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間
計	235 時間 17 人	260 時間 19 人	260 時間 19 人

※ 下段は利用者数（人）、上段は利用延べ時間数（時間）で、どちらも1月当たり。

【サービス確保の方針】

町内及び近隣市町の事業者に対して、需要に応じた柔軟なサービスの提供や

従事者の確保を要請するとともに、介護保険制度による訪問介護事業所で障がい者に対するサービスが提供できるよう調整を図りながら、必要なサービス量の確保に努めます。また、利用者に対しては、情報提供の充実に努めるなど、必要なサービスを適切に利用できるよう支援します。

(2) 日中活動系サービス

【サービスの概要】

日中活動系サービスには、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」、「療養介護」、「短期入所（ショートステイ）」の8種類のサービスが該当し、サービスの概要は次のとおりです。

サービス名	概要
①生活介護	常時の介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
②自立訓練（機能訓練）	一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を行います。
③自立訓練（生活訓練）	一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行います。
④就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑤就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な65歳未満の人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑥就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑦療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護や介護を行います。
⑧短期入所（ショートステイ）	居宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【現状と課題】

現在、町内に日中活動の場を提供する事業所は、すいせんひろば（生活介護）とたいよう（就労継続支援B）があるだけで、そのほかは、周辺市町に依存している状況にあります。

「生活介護」は、平成24年度から平成25年度にけて利用者数、利用日数ともに増加しましたが、利用日数については平成26年度も増加する見込みですが、利用者数については平成26年度に若干減少することが見込まれます。

「就労移行支援」については、増加傾向にあります。また、「就労継続支援A」については、平成25年度まで利用がなかったものの、平成26年度から利用する人が現れています。「就労継続支援B」についても増加傾向にあります。

「療養介護」については、利用が一定しています。短期入所についても、年度によって若干の変化があるものの概ね利用が一定しています。

日中活動系サービスの中でも、特に「生活介護」については、特別支援学校卒業生による新規の利用が毎年度見込まれます。住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、周辺市町にある事業所や知多南部地域自立支援協議会※と連携して、サービスの提供体制の拡充と必要量の確保に努める必要があります。また、一般就労への移行を目指した就労系のサービスの充実も求められます。

図表 5-2-3 日中活動系サービスの第3期計画と実績

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	790 人日 40 人	818 人日 41 人	810 人日 41 人	859 人日 46 人	830 人日 42 人	872 人日 43 人
自立訓練（機能訓練）	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人
自立訓練（生活訓練）	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人
就労移行支援	10 人日 1 人	3 人日 1 人	0 人日 0 人	32 人日 2 人	0 人日 0 人	36 人日 4 人
就労継続支援（A型）	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人	20 人日 2 人
就労継続支援（B型）	120 人日 7 人	43 人日 3 人	120 人日 7 人	55 人日 6 人	120 人日 7 人	112 人日 8 人
療養介護	0 人日 0 人	30 人日 1 人	0 人日 0 人	30 人日 1 人	0 人日 0 人	30 人日 1 人
短期入所	70 人日 6 人	55 人日 5 人	70 人日 6 人	49 人日 5 人	70 人日 6 人	44 人日 4 人

※ 下段は利用者数（人）、上段は利用延べ日数（人日）で、どちらも1月当たり。

【サービスの見込量】

図表 5-2-4 日中活動系サービスの第4期計画における見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	900 人日 46 人	920 人日 47 人	940 人日 48 人
自立訓練（機能訓練）	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人
自立訓練（生活訓練）	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人
就労移行支援	50 人日 3 人	50 人日 3 人	50 人日 3 人
就労継続支援（A型）	40 人日 2 人	60 人日 3 人	80 人日 4 人
就労継続支援（B型）	125 人日 10 人	150 人日 12 人	170 人日 14 人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	30 人日 1 人	30 人日 1 人	30 人日 1 人
短期入所	65 人日 6 人	65 人日 6 人	65 人日 6 人

※ 下段は利用者数（人）、上段は利用延べ日数（人日）で、どちらも1月当たり。

【サービス確保の方針】

現利用者に加えて、特別支援学校※の卒業生の利用に伴う利用増加も加味しながら、障がいのある人が希望する日中活動系のサービスをできる限り身近な地域で利用できるようにするため、町内及び近隣市町の事業者への事業拡大の働きかけを行うとともに、知多南部地域自立支援協議会を通じて事業者参入に向けての効果的な方策について検討を進めます。

なお、「就労継続支援A型（雇用型）」のサービス事業者が新たに本町内への事業参入を予定しています。

（３） 居住系サービス

【サービスの概要】

居住系サービスには、「共同生活援助（グループホーム）」と「施設入所支援」の2種類のサービスが該当し、サービスの概要は次のとおりです。

サービス名	概要
①共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住宅に入居している障害のある人に、主に夜間において、その住居で行われる入浴、排せつまたは食事の介護等の必要な支援を行うサービスです。これまで共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）に分類されていましたが、平成26年4月1日から、共同生活援助に一元化されました。
②施設入所支援	夜間に介護を必要とする人に、入所施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、住まいの場を提供します。

【現状と課題】

「グループホーム」は、福祉施設等からの地域生活への移行や自宅等を出て住み慣れた地域で暮らすことを希望する人の住まいの場であり、将来的に利用を希望する人も多く、必要不可欠なサービスです。

現在、町内には、「グループホーム」が3か所あり、町外の障がい者も利用しています。当面は、大幅な需要増は見込まれないものの、将来的には、介護者の高齢化に伴う需要拡大も予想されることから、経過を注視しながら必要なサービス量の確保に対応していく必要があります。

図表 5-2-5 居住系サービスの第3期計画と実績

(1月当たり)

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
共同生活援助(グループホーム)	8 人	11 人	8 人	12 人	8 人	12 人
施設入所支援	9 人	9 人	9 人	10 人	9 人	10 人

【サービスの見込量】

図表 5-2-6 居住系サービスの第4期計画における見込量

(1月当たり)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助(グループホーム)	13 人	14 人	15 人
施設入所支援	10 人	10 人	9 人

【サービス確保の方針】

居住系サービスは、個々の生活設計を踏まえながら、長期的観点に立った計画が必要となることから、本人や家族と十分に相談しながら今後のサービス利用支援を図ります。

また、広域的な対応も視野に入れつつ、サービス提供事業者等に対し、「グループホーム」の整備を働きかけるとともに、できる限り身近な地域でサービスが提供できるよう、町の施設や土地など既存ストックの有効活用などについても適宜検討しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

(4) 相談支援

【サービスの概要】

障害のある人の相談支援には、「計画相談支援」、「地域移行支援」及び「地域定着支援」があり、サービスの概要は次のとおりです。

サービス名	概要
①計画相談支援	障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、サービス利用意向等を勘案してサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者と連絡調整を行い計画を作成します。また、支給決定を受けた障がいのある人が継続して障害福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービス等利用計画の見直しを行うとともに、必要に応じて支給決定申請の勧奨を行います。
②地域移行支援	障害者支援施設の入所者、精神科病院入院者等に、住宅の確保、その他地域生活への移行のための活動に関する相談等を行います。
③地域定着支援	ひとり暮らしの障がいのある人等と常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談等を行います。

【現状と課題】

計画相談支援は、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までにすべての障害福祉サービス及び地域生活支援サービス利用者を対象にサービス等利用計画を作成することになったものです。

本町でも平成24年度から着手し、計画相談支援を行う事業者の体制を拡大してサービス等利用計画の策定及びモニタリングを実施してきました。引き続きサービス等利用計画の策定及びモニタリングを適切に実施できるよう、相談支援専門員を確保するなど相談支援体制を充実していくことが求められます。

一方、地域移行支援と地域定着支援については、第3期計画期間中には利用実績はありませんでした。

図表 5-2-7 相談支援の第3期計画と実績

(1月当たり)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	2人	2人	5人	10人	12人	15人
地域移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
地域定着支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人

【サービスの見込量】

図表 5-2-8 相談支援の第4期計画における見込量

(1月当たり)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	15 人	15 人	15 人
地域移行支援	0 人	0 人	0 人
地域定着支援	1 人	1 人	1 人

【サービス確保の方針】

計画相談支援については、県等が実施する研修会などへの参加促進を図るなど、障がい種別に関わらず対応できる幅広い知識を備えた相談支援専門員の確保に努めるとともに、町内外の事業者の協力を得ながら見込量に見合うサービスの提供体制の充実を進めます。

また、地域移行支援・地域定着支援については、事業を行える指定一般相談支援事業所が町内にないため、利用希望があった場合に必要なサービスが提供できるよう、町外の事業所と調整します。

(5) 児童福祉法に基づく障がい児の支援

【サービスの概要】

平成 23 年 5 月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により児童福祉法等が改正され、平成 24 年度より、障がい児への施策は再編され、通所系の中心的なサービスは児童福祉法の「児童発達支援事業」及び「放課後等デイサービス」となりました。

サービスの概要は次のとおりです。

サービス名	概要
①児童発達支援	集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練等の支援を行います。
②医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能障がい（肢体不自由）のある児童を対象として、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関において、児童発達支援及び治療を行います。
③放課後デイサービス	小学校から高校までの通学中の障がい児を対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に、施設等において生活能力向上のための訓練等を提供したり、放課後等の居場所づくりを行います。
④保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある保育士等が、保育所などを訪問し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
⑤障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【現状と課題】

児童発達支援については、これまで町内に事業者がなく、子育て支援センターを活動拠点とする療育グループ「パンダの会」がその役割を担ってきましたが、平成 26 年 7 月に児童発達支援事業として町立で「どんぐり園」を開設し、日常生活の基本的な動作指導や集団生活への適応訓練等を始めました。現在、どんぐり園を利用している障がい児は 2 名で、それ以外の障がい児は町外の施設を利用しています。

放課後等デイサービスについては、町内には事業者がなく、半田市や武豊町、美浜町の事業所を利用しています。保育所等訪問支援についても、町内には事業者がなく、武豊町の事業所を利用している小学生が 1 人います。

障害児相談支援については、障がい児を専門に行うことができる相談支援体制が求められています。医療型児童発達支援については、利用実績がありません。

図表 5-2-9 障がい児の支援の利用実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	0 人日 0 人	0 人日 0 人	25 人日 3 人
医療型児童発達支援	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人
放課後デイサービス	31 人日 8 人	33 人日 9 人	27 人日 6 人
保育所等訪問支援	0 人日 0 人	0 人日 0 人	1 人日 1 人
障害児相談（利用者数）	0 人	0 人	1 人

※ 下段は利用者数（人）、上段は利用延べ日数（人日）で、どちらも1月当たり。

【サービスの見込量】

図表 5-2-10 障がい児の支援の第4期計画における見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	30 人日 3 人	30 日 3 人	60 日 6 人
医療型児童発達支援	0 人日 0 人	0 日 0 人	0 日 0 人
放課後デイサービス	25 人日 6 人	30 日 7 人	35 日 8 人
保育所等訪問支援	1 人日 1 人	1 人日 1 人	1 人日 1 人
障害児相談（利用者数）	1 人	1 人	1 人

※ 下段は利用者数（人）、上段は利用延べ日数（人日）で、どちらも1月当たり。

【サービス確保の方針】

児童発達支援については、どんぐり園を主体としてサービス提供体制の充実を図ります。

放課後等デイサービスをはじめとしたその他のサービスについては、引き続き広域的な対応の中で見込量に見合うサービスを確保していくとともに、身近な地域でサービスが受けられるよう、本町内における新規参入や事業展開についてサービス事業者への働きかけに努めます。

5-3 地域生活支援事業※の必要な見込量及び確保の方針

平成24年4月から平成26年11月までの地域生活支援事業の利用実績などを考慮し、将来的なサービス見込量を以下のように算定しました。

町単独で、確保することは困難なサービスについては、圏域で調整しながらサービスの確保に努めます。

(1) 相談支援事業

【サービスの概要】

サービス名	概要
相談支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするため、障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や成年後見制度の利用支援をはじめとした権利擁護のために必要な援助を行います。

【現状と課題】

相談支援事業については、平成18年10月から武豊町、美浜町と共同し、「知多南部相談支援センター（社会福祉法人共生福祉会、特定非営利活動法人ゆめじろう）」に委託することによって、専門的できめ細かな相談に応じています。

【サービスの見込量】

図表 5-3-1 相談支援事業の第4期計画における見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	2 か所	2 か所	2 か所

【サービス確保の方針】

本町の規模や知多南部地域の状況を踏まえると、引き続き「知多南部相談支援センター」を中心にして、障がいのある人やその家族等の相談に応じていきます。

なお、今後、基幹相談支援センターの設置について検討していきます。

また、障がいのある人に対する虐待や差別の防止に向けて、住民等からの虐待に関する通報に対応するとともに、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図り人権擁護に努めます。さらに、知多南部地域自立支援協議会※を通じて障がい者虐待防止に関する研修会を開催するなど虐待防止に向けた意識啓発を進めます。

(2) 成年後見制度※利用支援事業

【サービスの概要】

サービス名	概要
成年後見制度利用支援事業	知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が十分でない人たちの権利を擁護し、成年後見制度の適切な利用促進を図るため、平成20年4月から知多地域5市5町共同で成年後見制度に関する相談や本人に代わって申し立てを行う支援を「知多地域成年後見センター※」に委託して実施しています。

【現状と課題】

本町では、利用者は徐々に増えてきており、平成26年度の利用者は6人になっています。今後とも新たな利用者が見込まれることから、その対応が求められます。

図表 5-3-2 成年後見制度利用支援事業の第3期計画と実績

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
成年後見制度利用支援事業	5人	4人	5人	6人	5人	6人

【サービスの見込量】

図表 5-3-3 成年後見制度利用支援事業の第4期計画における見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	7人	8人	9人

【サービス確保の方針】

知多地域成年後見センター※を広く周知し、成年後見制度の円滑な利用促進を図ります。また、社会福祉協議会が実施している権利擁護事業である「日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)」の周知と円滑な利用促進に努めます。

(3) 意思疎通支援事業

【サービスの概要】

サービス名	概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害がある人に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

【現状と課題】

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っていますが、手話通訳者派遣件数、要約筆記者派遣件数はともに僅かですが、今後とも安定的かつ柔軟にサービス提供できるようにする必要があります。

図表 5-3-4 意思疎通支援事業の第3期計画と実績

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
手話通訳者設置事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
手話通訳者派遣事業	3 回/年	1 回/年	3 回/年	6 回/年	3 回/年	1 回/年
要約筆記者派遣事業	1 回/年	0 回/年	2 回/年	4 回/年	2 回/年	0 回/年

【サービスの見込量】

図表 5-3-5 意思疎通支援事業の第4期計画における見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者設置事業	0 人	0 人	0 人
手話通訳者派遣事業	3 回/年	3 回/年	3 回/年
要約筆記者派遣事業	2 回/年	2 回/年	2 回/年

【サービス確保の方針】

本町のような規模の自治体で手話通訳者を常設することは現実的ではないことから、引き続き、必要に応じた手話通訳者等の派遣によって対応します。このため、こうした制度の利用促進のための周知に努めます。また、南知多町社会福祉協議会を通じて、手話通訳者や要約筆記者を養成する講座等を実施することにより、サービス提供体制の確保に努めます。これによって、聴覚の障がいのある人の地域生活支援の推進を図ります。

(4) 日常生活用具給付等事業

【サービスの概要】

サービス名	概要
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。

【現状と課題】

障がいのある人が日常生活での不便を解消し、より便利な生活を営むために必要な日常生活用具の給付を行っています。特に、排せつ管理支援用具の給付（ストーマ装具）が計画を上回って増加しており、障がいのある人の状況やニーズに応じた適切な提供が求められています。

図表 5-3-6 日常生活用具給付等事業の第3期計画と実績

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
介護訓練支援用具	1 件/年	8 件/年	1 件/年	0件/年	1 件/年	0件/年
自立支援用具	1 件/年	2 件/年	1 件/年	1 件/年	1 件/年	1 件/年
在宅療養等支援用具	1 件/年	4 件/年	1 件/年	0 件/年	1 件/年	0 件/年
情報意思疎通支援用具	14 件/年	13 件/年	14 件/年	12 件/年	14 件/年	8 件/年
排せつ管理支援用具	370 件/年	392 件/年	382 件/年	395 件/年	394 件/年	408 件/年
住宅改修	1 件/年	1 件/年	1 件/年	0 件/年	1 件/年	0 件/年

【サービスの見込量】

図表 5-3-7 日常生活用具給付等事業の第4期計画における見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護訓練支援用具	1 件/年	1 件/年	1 件/年
自立支援用具	1 件/年	1 件/年	1 件/年
在宅療養等支援用具	1 件/年	1 件/年	1 件/年
情報意思疎通支援用具	12 件/年	12 件/年	12 件/年
排せつ管理支援用具	415 件/年	425 件/年	435 件/年
住宅改修	1 件/年	1 件/年	1 件/年

【サービス確保の方針】

障がいのある人の自立支援の観点から、継続的な利用が必要となる用具を適切に把握し計画的な給付に努めます。また、適切な利用促進を図るために各サービスの周知に努めます。

(5) 移動支援事業※**【サービスの概要】**

サービス名	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行ないます。

【現状と課題】

移動支援サービスを提供する事業者は、平成26年11月現在、5か所（うち町内事業者1か所）が本町に登録しています。

なお、重度の視覚障がい者については、同行援護としてサービスが提供されることとなりますが、前述のとおり当面は利用者の見込みはありません。

図表 5-3-8 移動支援事業の第3期計画と実績

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	事業所数	計画	6 か所	6 か所	6 か所
		実績	5 か所	5 か所	5 か所
	利用者数	計画	延べ 86 人/年	延べ 86 人/年	延べ 86 人/年
		実績	延べ 86 人/年	延べ 87 人/年	延べ 80 人/年
	利用実人数	計画	15 人	15 人	15 人
		実績	10 人	11 人	11 人
	時 間	計画	1,010 時間/年	1,010 時間/年	1,010 時間/年
		実績	937.5 時間/年	836.5 時間/年	787 時間/年

【サービスの見込量】

図表 5-3-9 移動支援事業の第4期計画における見込量

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	事業所数		5 か所	5 か所	5 か所
	利用者数		延べ 85 人/年	延べ 85 人/年	延べ 85 人/年
	利用実人数		11 人	11 人	11 人
	時 間		850 時間/年	850 時間/年	850 時間/年

【サービス確保の方針】

障がいのある人の社会参加促進を図るため、サービス提供事業者や相談支援事業者と連携を図りつつ、必要なサービス量の確保に努めます。

(6) 地域活動支援センター※

【サービスの概要】

サービス名	概要
地域活動支援センター	障がいがある人が通い、創作活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

【現状と課題】

町内には、地域活動支援センターはありませんが、武豊町にある「ひろばわっぱる」と美浜町にある「ワークルームかもめ」が地域活動支援センターとして、障がいの種別にかかわらず利用できるサロンの役割を持たせたフリースペース事業を実施しています。現在、双方合わせて本町の障がい者 23 人が登録し、利用しています。

図表 5-3-10 地域活動支援センターの第3期計画と実績

		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
基礎的事業	事業所数(町外)	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	実利用者数	20 人	20 人	20 人	23 人	20 人	23 人

【サービスの見込量】

図表 5-3-11 地域活動支援センターの第4期計画における見込量

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
基礎的事業	事業所数(町外)	2 か所	2 か所	2 か所
	実利用者数	24 人	25 人	26 人

【サービス確保の方針】

障がいのある人の日中活動の場として重要であることから、引き続き、2市3町の委託事業により、地域活動支援センター「ひろばわっぱる」と「ワークルームかもめ」の充実に努めます。

(7) その他の地域支援事業（日中一時支援事業等）

【サービスの概要】

その他の地域支援事業として、「日中一時支援事業」と「訪問入浴サービス事業」、「自動車改造助成事業」、「自動車運転免許取得費助成事業」の4種類のサービスを実施しています。サービスの概要は次のとおりです。

サービス名	概要
日中一時支援事業	障害のある人および児童の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、昼間に介護等のデイサービスを行います。
訪問入浴サービス事業	家庭において、長期にわたり入浴することができない身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。
自動車改造助成事業	身体に障がいのある人で免許の条件が付されている人に対し、就労、通院、通学等のため、自己が所有する自動車の操行装置等の一部を改造する費用の一部の助成をおこないます。
自動車運転免許取得費助成事業	身体に障がいのある人に対し、就労、通院、通学等のため普通自動車の免許を取得する際に、その取得費の一部の助成を行います。

【現状と課題】

日中一時支援事業の利用量が大幅に増加しました。これは、20日/月の利用をを超えるような障がい者が新たに本サービスを利用するようになった影響が大きいものと考えられます。

「訪問入浴サービス事業」については、月に1～2人の利用があります。「身体障害者自動車運転免許取得費助成事業」についても少人数に限られますが、利用実績があります。一方、「身体障害者用自動車改造費助成事業」については、第3期計画期間中に年度平均2人と計画を上回る利用実績がありました。

図表 5-3-12 その他の地域支援事業（日中一時支援事業等）の第3期計画と実績

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
日中一時支援事業	63人日/年	100人日/年	63人日/年	292人日/年	63人日/年	354人日/年
訪問入浴サービス事業	1人/月	2人/月	1人/月	2人/月	1人/月	1人/月
自動車改造助成事業	1件/年	1件/年	1件/年	3件/年	1件/年	1件/年
自動車運転免許取得費助成事業	1件/年	2件/年	1件/年	0件/年	1件/年	0件/年

【サービスの見込量】

図表 5-3-13 その他の地域支援事業（日中一時支援事業等）の第4期計画における見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	360 人日/年	360 人日/年	360 人日/年
訪問入浴サービス事業	1 人/月	1 人/月	1 人/月
自動車改造助成事業	2 件/年	2 件/年	2 件/年
自動車運転免許取得費助成事業	1 件/年	1 件/年	1 件/年

【サービス確保の方針】

日中一時支援事業については、必要なサービス量をサービス提供事業者と協力・連携により確保します。

一方、「訪問入浴サービス事業」と「身体障害者自動車運転免許取得費助成事業」や「身体障害者用自動車改造費助成事業」については、そもそも利用者が少ないため、利用者数の変動によるサービス供給量への影響も顕著に表れることから、引き続き柔軟なサービス提供に努めます。

5-4 その他の地域生活を支えるサービスの充実

(1) バス・船運賃助成事業

障がいのある人の社会参加促進とその際の経済的負担軽減のため、身体障害者手帳の1・2級所持者、療育手帳のA判定所持者の希望者を対象に海っ子バス・知多バスと名鉄海上観光船の無料乗車（船）券を、精神障害者手帳の1・2級所持者の希望者を対象に半額となる乗車（船）券を交付します。

(2) タクシー料金助成事業

障がいのある人の社会参加促進とその際の経済的負担軽減のため、身体障害者手帳の1・2級所持者、療育手帳のA判定所持者、精神障害者手帳の1・2級所持者の希望者を対象に、外出する際に利用するタクシー料金の一部を助成します。

(3) 通園・通学援助事業

身体障害者手帳の所持者、療育手帳の所持者、精神障害者手帳の所持者が施設などへ通園・通学する場合の経済的負担軽減のため交通費の一部を助成します（海っ子バス・知多バス：内海駅又は河和駅まで、名鉄海上観光船：師崎港又は河和港まで）。

第6章 計画推進に向けて

6-1 計画や制度の周知と地域住民の理解促進

障がいのある人が自らの意思で障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業^{*}等のサービスを利用しながら、それぞれの能力や適性に応じて、自立した日常生活や社会生活を送ることができるようにするため、広報や各種パンフレット、町のホームページなど多様な機会を通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供に努めます。

また、地域住民の障がいや障がい者に対する理解を深めるため、本計画の理念と概要の周知を図り、障がいの有無にかかわらずお互いが支え合うことができる共生社会を目指します。

6-2 計画の推進体制の充実

(1) 関係各課の連携強化

障がい者福祉にかかる事業は、中枢である保健・医療、福祉、教育に加え、労働、経済、地域振興、生活環境等、多くの分野・機関にまたがっています。このため、関係各課が本計画の理念を共有化した上で、相互に連携・協力し、横断的に施策・事業の推進を図ります。

(2) 障害福祉圏域等との連携強化

半島であるという地理的条件もあって本町内における障害福祉サービス基盤だけでは十分ではありません。このため、必要なサービス量を確保するため、県はもとより、本町が属する障害福祉圏域である知多半島圏域や知多南部地域（本町、武豊町、美浜町）における関係機関との連携を密にすることによって、必要なサービスの安定的な確保に努めます。

(3) 町民や関係団体との協働

障がいのある人が暮らしやすい社会を実現するためには、地域社会を構成する町民やボランティア団体、NPO、サービス提供事業者、一般企業・事業者、南知多町社会福祉協議会、行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果た

すとともに、相互連携を図りながら、総合的かつ効果的に本計画を推進していくことが大切です。

このため、知多南部地域自立支援協議会※を活用し、社会資源の開発・改善、本計画の推進に関する必要な事項の検討や着実なサービス供給体制づくりなどを推進するとともに、障がいのある人を支えるネットワークの構築に努めます。

（４）計画の達成状況の点検と評価（PDCAサイクル）の実施

本計画を的確に推進していくため、毎年、計画の進捗状況や達成状況を点検・評価し、それを次年度以降の施策・事業の実施に反映していく方法で計画の進行管理を進めます。

こうした計画の進行管理やその過程で生じる計画の見直しは、行政内部だけでなく、適宜、知多南部地域自立支援協議会や南知多町障がい者計画策定委員会を通じて実施するものとします。また、必要に応じて障がい者の意向や利用状況を把握し、施策・事業の検討、調整を行います。

図表 6-1-1 PDCAサイクルによる計画の進行管理のフロー図

